

別紙(2) 違法検定一覧表

【凡例】

1) 一行目太字見出し中の最初の数字は整理番号である。01から50までである。次の欠陥箇所番号は、令和元年12月25日に文科省から交付された「検定審査不合格理由書」の整理番号にあたる。その次のタイトルは、内容がわかるように便宜的につけたものである。

2) 枠で囲われた部分は、上記「検定審査不合格理由書」から該当箇所を貼り付けたものである。01番についてのみ、各欄の意味を示す凡例となっている。

3) 枠に続く地の文は、検定が不正でありダブルスタンダードであることの説明である。

4) 図版は各社の検定申請図書から該当箇所の必要な部分を切り取ったものを掲載する。教科書会社名とページのあとの記号は、×が検定意見を付され欠陥箇所に指定されたことを示し、○は検定意見がつかずそのまま認められたものであることを示す。また、必要に応じ図中に焦点となる箇所を赤線で囲んで示した。(なお、指摘箇所のページは検定申請本のものである。)

01 欠陥箇所番号 223 長屋の一角

番号	指摘箇所 ページ/行	指摘事項	指摘事由	検定 基準
223	142	写真 「長屋の一角」を示す写真と 「4畳半」を示す写真	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写っている「長屋の一角」と「4畳半」 が復元されたものであることがわからない。)	3-(3)

本来、この指摘は不適切である。深川江戸資料館のフロアーにしつらえられた展示であるから、誰も現地であると誤解する者はいない。復元されたものであることを教科書で断る必要はない。

自由社 p142 と同じ場面が、学び舎 p121 に掲載されているが、同様に復元されたものであることは書いていないにもかかわらず、こちらには検定意見は付いていない。ダブルスタンダード検定である。

自由社 p142 ×



学び舎 p121 ○



02 欠陥箇所番号 185 エルサレム

185	102	写真 ③エルサレム	表記が不統一である。 (同ページ,写真「①サンピエトロ大聖堂」 には世界遺産マークがある。)	3-(4)
-----	-----	--------------	--	-------

本来、この指摘は不適切である。サンピエトロ大聖堂は建造物であるからそのまま世界遺産になり得

るが、エルサレムは都市名（地名）であり、地名がまるごと世界遺産になることはない。指定された世界遺産はあくまで、エルサレムの「旧市街とその城壁群」である。

教育出版 p 99 にもエルサレムという見出しのもと同類の写真が掲載されているが、こちらには何の検定意見もついていない。しかも、その対向ページには、自由社と同じサンピエトロ大聖堂が置かれていて、全く同じ配置パターンであるにもかかわらず、そのまま合格しているのに、自由社だけが欠陥箇所とされているのは、ダブルスタンダード検定である。

自由社 p 102



自由社 p 102 ×



教育出版 p 98



教育出版 p 99 ○



0 3 欠陥箇所番号 309 補助艦の比率

309	225	囲み	⑧軍縮の時代」7～8行目「米英日の補助艦の比率が10:10:7に定められ」	不正確である。 (日本の比率)	3-(1)
-----	-----	----	---------------------------------------	--------------------	-------

日本の比率は正確には、百分比で 69.75 パーセントであった。しかし、それは中学校段階の学習課題ではない。「不合格理由に対する反論書」には、「69.75 パーセントを 7 割と表現するのは特別のことではない」と書いたところ、「反論認否書」では、「『69.75%』とするには歴史的に大きな意味があり、『7 割』とするのは不正確である。反論は認められない」との理由で否とされた。

ところが、帝国書院 p 216 も「米 10 : 英 10 : 日 7」、日本文教出版 p 231 も「米 10、英 10、日 7」としているのに何の検定意見もついていない。ダブルスタンダード検定である。

自由社 p 225 ×

③ 軍縮の時代

略

た。米英日の補助艦の比率が **10 : 10 : 7** に定められ、危機感を抱く軍人も増えました。

帝国書院 p 216 ○

日本文教出版 p 231 ○

ロンドン海軍軍縮条約(1930年)

補助艦(主力艦以外)の保有量の割合を **米10, 英10, 日7** と定めた。

ロンドン海軍軍縮会議

・米・英・日の補助艦の保有制限が決まる **(米10 : 英10 : 日7)**

0 4 欠陥箇所番号 71 ヤマト王権

71	36	囲み	「歴史の言葉 ④大和朝廷」中、「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは、地名との混同を避けるためです」	生徒が誤解するおそれのある表現である。(「ヤマト」の意味)	3-(3)
----	----	----	---	-------------------------------	-------

「ヤマト王権」のカタカナ書きは「地名との混同を避けるため」と書いたことが欠陥箇所とされたため、「不合格理由に対する反論書」で反論したところ、「認否書」では「『ヤマト』にも地名としての意味があり、反論は認められない」とされた。

ところが、帝国書院 p 30 でも、「後の地域名の『大和』と区別するため、『ヤマト』と表記しています」と書かれている。ダブルスタンダード検定である。

自由社 p 36 ×

帝国書院 p 30 ○

「朝廷」の語を使うと整備された国家機構があったと誤解される恐れがあるとして、「大和政権」または「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは、**地名との混同を避けるため**です。

① 中国から倭王の称号を与えられた、後の大王を中心とする豪族たちの緩やかな連合勢力。「大和朝廷」とよばれることもありますが、「朝廷」とは政治を行う機関であり、当時は整った組織はまだなかったため、「王権」と表記しています。また、国号の「倭」や後の**地域名の「大和」と区別するため、「ヤマト」と表記しています。**

0 5 欠陥箇所番号 170 惣の掟

170	89	囲み	「⑤惣の掟の例」	生徒が誤解するおそれのある表現である。(三ヶ条がそれぞれ出された時期)	3-(3)
-----	----	----	----------	-------------------------------------	-------

三ヶ条がそれぞれ出された時期を書いていないことをもって、同時に出されたものと誤解するおそれがあるとの指摘であるが、東京書籍 p 83、日本文教出版 p 95 も自由社と同じ扱いをしているにもかかわらず、検定意見が付いていない。ダブルスタンダード検定である。

自由社 p 89 ×

東京書籍 p 83 ○

日本文教出版 p 95 ○

5 惣の掟の例

一、寄合に、二度よびかけて出席しない者には罰金を支払わせる。

一、惣の森で木のなえを切った者は村人としての身分を奪う。

一、よそ者を保証人もないのに村内に住まわせてはならない。

〔今堀日吉神社文書〕より一部要約

7 村のおきて (部分要約)

- 一 寄合があることを知らせて、二度出席しなかった者は、五十文のばつをあてる。
- 一 森林の苗木を切った者は、五百文のばつをあてる。
- 一 若木の葉をとったり、くわの木を切ったりした者は、百文のばつをあてる。

① 人々の集まり。 (今堀日吉神社文書)

6 今堀郷のおきて

- 一 寄合があるとき、2度連絡しても参加しない者は、50文の罰金とする。
- 一 森林の苗木を切り取った者は、500文の罰金とする。

(〔今堀日吉神社文書〕より一部要約)

06 欠陥箇所番号 374 東京オリンピック

374	269	10 右	オリンピックには93か国5588人が参加しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (93か国)	3-(3)
-----	-----	---------	---------------------------	-------------------------------	-------

「93か国」について前回検定で認められていたと反論したところ、「反論認否書」では、「改めて精査した結果、申請図書の記事では誤解するおそれがある」として否とされた。

ところが、東京書籍 p243 は「93の国と地域」、学び舎 p264 は「国と地域は・・・93」と、同じ数字をあげている。「国と地域」が欠けているのが理由だとすれば、日本文教出版 p260 が、「94か国」として同じく「国と地域」が欠けているのに検定意見が付いていないことが説明できない。ダブルスタンダード検定である。

自由社 p269 ×

東京書籍 p243 ○

オリンピックには93か国5588人が参加

日本で開催されたオリンピック・パラリンピック

1964年10月10日、東京で第18回オリンピック大会が開催され、93の国と地域から5152人の選手が参加

学び舎 p264 ○

日本文教出版 p260 ○

送は人工衛星で海外にも同時中継されました。参加した国と地域には、新たに独立したアジア・アフリカの国々が加わり、それまでで最高の93となりました。マラソンでは、エチオピアのアベベ選手が優勝しまし

1964(昭和39)年には94か国の選手を集め、アジアで初めて開いたオリンピックの会場になりました。

07 欠陥箇所番号 241 レザノフ来航

241	156	10 12	1804(文化元)年にはレザノフが派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃との時間的關係)	3-(3)
-----	-----	----------	---	--	-------

これについての三つの教科書の記述を掲げる。(下線は引用者による)

▽自由社 p156・・・1804(文化元)年には、レザノフが派遣されて幕府は通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し、日本人を殺傷しました。

▽山川出版社 p 140-141・・・幕府が長崎での交渉をするとしたため、ロシアは 1804（文化元）年、使節レザノフを長崎へ派遣したが、幕府は新たな通商は認められないとして、交渉を打ち切った。これに対し、レザノフの部下が、樺太（サハリン）や択捉島を襲撃する事件が起こった。

▽育鵬社 p 140・・・1804（文化元）年には、ロシア使節レザノフが長崎に来航し、再び通商を求めましたが、幕府は応じませんでした。そのためロシア船が樺太や択捉島に攻撃を加えました。

このうち、自由社にのみ次の検定意見がついた。「生徒が誤解するおそれのある表現である。（幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃との時間的關係）」。

しかし、いずれの教科書においても、①レザノフが長崎に来航し幕府に通商を求めた、②幕府はこれに応じなかった、③ロシア船は樺太や択捉島を襲撃した、という時間軸に沿った三つの事実の記述があり、②と③の間に因果関係を認める記述（傍線の箇所）となっている点において共通している。山川出版社と育鵬社には検定意見がつかず、自由社にのみ欠陥箇所指定をしたのは、ダブルスタンダード検定である。

08 欠陥箇所番号 361 日中戦争長期化の原因

361	253	右 上 囲 み	（課題②について書いたさくらさんのノート）中、「⑤日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（日中戦争長期化の原因）	3-(3)
-----	-----	------------------	--	---------------------------------	-------

これについて、4つの教科書の記述を比較する。

▽自由社 p 253・・・日本と中国との紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した。

▽山川出版社 p 240・・・物資の支援路（援蒋ルート）を通じてアメリカやイギリスなどからの援助を受けながら抗戦を続けたため、日中戦争は長期戦となった。

▽日本文教出版 p 245・・・国民政府はアメリカやイギリスなどの援助を受けて抗戦をつづけ、戦争は長期化していきました。

▽帝国書院 p 238・・・アメリカ・イギリス・ソ連などの支援を受けて抵抗を続けたため、戦争は長期戦となっていきました。

いずれも米英等の支援が日中戦争長期化の原因であるとする点で同じである。しかるに、自由社にのみ「生徒が誤解するおそれのある表現である。（日中戦争長期化の原因）」という指摘がなされ、欠陥箇所とされたのはダブルスタンダード検定である。

09 欠陥箇所番号 94 聖徳太子と厩戸皇子

94	44	18 19	聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書紀では厩戸皇子などとも表記されています。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。（内容の取扱い(3)のアの「後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」）	2-(1)
----	----	----------	--	--	-------

指摘事由では、学習指導要領の「後に『聖徳太子』と称されるようになったことに触れること」という規定に反するというが、育鵬社 p46 にも、「このときに摂政となり、馬子とともに推古天皇を支えたのが、幼いころからすぐれた才能を示し、蘇我氏と血縁のある皇族の聖徳太子（厩戸皇子）でした。」とあり、「後に『聖徳太子』と称されるようになったこと」には触れていないにもかかわらず、検定意見が付いていない。

ダブルスタンダード検定である。

自由社 p44 ×

聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書記では厩戸皇子などとも表記されています。一度に 10 人の訴

育鵬社 p46 ○

即位しました。このときに摂政となり、馬子とともに推古天皇を支えたのが、幼いころからすぐれた才能を示し、蘇我氏と血縁のある皇族の聖徳太子（厩戸皇子）でした。

10 欠陥箇所番号 240 欧米諸国の日本接近

240	156 157		「49 欧米諸国の日本接近」（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容 B(3) のアの(工)の「社会の変動や欧米諸国の接近, 幕府の政治改革, 新しい学問・思想の動きなどを基に, 幕府の政治が次第に行き詰まりをみせたことを理解すること」)	2-(1)
-----	------------	--	--------------------	---	-------

自由社の歴史教科書は、「欧米諸国の日本接近」という単元を、近世の最後ではなく近代の最初に置いている。それは、近代日本の始まりを教える際に、「ペリー来航」の単元からいきなり始めるよりも、それ以前から欧米諸国の日本接近という事実があり、すでに日本人の中に危機感を持つ者がいたことを伏線として知ること、ペリー来航時の日本人の反応を生徒は理解しやすくなるという、教育現場からの強い指摘があったからである。しかし、これは指導要領に反するとして検定意見がつけられた。

学習指導要領には、「近世の日本」の学習内容として、「社会の変動や欧米諸国の接近、幕府の政治改革、新しい学問・思想の動きなどをもとに、幕府の政治が次第に行き詰まりを見せたことを理解すること」（下線は引用者）

ところが、帝国書院も日本文教出版もこの学習内容を「近代」に入れている。とりあげるトピックも、間宮林蔵、異国船打払令、蛮社の獄の3つで、自由社と同じ内容である。以下に各社の目次のみ切り出して示す。これは大がかりなダブルスタンダード検定である。

自由社 目次 ×

第2節 明治維新と近代国家の成立
49. 欧米諸国の日本接近

帝国書院 目次 ○

第4章 近代国家の歩みと国際社会
1 日本を取り巻く世界情勢の変化

第5編	近代の日本と世界	
第1章	日本の近代化	158
5	ヨーロッパのアジア侵略	

1 1 欠陥箇所番号 134 警備の武士

134	70	写真	①キャプション中、「警備の武士、僧兵たち」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「武士」)	3-(3)
-----	----	----	-----------------------	-------------------------------	-------

自由社 p 70 のキャプションで「警備の武士」が欠陥箇所とされたが、同じ図版に付けた帝国書院 p 62 の「警備する武士」はノーマークで合格している。ダブルスタンダード検定である。

自由社 p 70 ×



警備の武士

帝国書院 p 62 ○



警備する武士

1 2 欠陥箇所番号 130 古代までの日本

130	68		兄の一段目の吹き出し中、「古代までの日本は、約 20 万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」(知恵のあるヒト)の誕生から、11 世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (アフリカにおけるホモ・サピエンス誕生と日本の古代史とを結ぶ意味)	3-(3)
-----	----	--	---	--	-------

まず、この検定意見は、意味不明である。「アフリカにおけるホモ・サピエンス誕生と日本の古代史とを結ぶ意味」が「生徒にとって理解し難い」というが、それは学習指導要領が人類誕生から古代日本までの時代をひとまとまりにして一つの章「古代までの日本」で扱うことを要求しているから、自由社の教科書も仕方なく、最後の

ページの兄弟問答の中で、兄に上記のようなセリフをしゃべらせているだけなのだ。それなのに、ホモ・サピエンス誕生と日本古代史とはどういう関係があるのか(直接の因果関係など想定すること自体が無意味である)という指摘を行うとは理解し難い。文句があるなら学習指導要領に向かって言っていたきたい。

ところが、東京書籍 P19 には、「第 2 章 古代までの日本」始めるに当たって「この章では、人類の誕生から平安時代の中ごろまでの時代について学習します」と書かれている。自由社のまとめの記述と同じなのに、東京書籍には何の検定意見もつけられていない。ダブルスタンダード検定である。

自由社 P68 ×



(兄)

古代までの日本は、約 20 万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」(知恵のあるヒト)の誕生から、11 世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね。それで、下のまとめ図では、これを 4 つにわけているんだね。

1 3 欠陥箇所番号 33 氷河期の日本列島

33	21	図	「④日本人の祖先が来た 3 つのルート」中, 津軽海峡	生徒にとって理解し難い表現である。 (同地図キャプション中の「津軽海峡は 100m 以上の深さがあったので」との関係が理解し難い。)	3-(3)
----	----	---	-----------------------------	---	-------

地図上で、氷河期には地続きだった朝鮮半島から渡ってきたナウマンゾウは本州から見つかる。一方、深さ 100m 以上あった津軽海峡は、氷河期でも地続きにはならなかったが、人は氷の上を歩いて本州に渡ってきた。しかし、体重が重いマンモスは渡ることが出来ずに、マンモスの化石は北海道からしか見つからない。以上のことを自由社 p 21 の地図は表している。

検定意見は、自由社検定申請本の地図で津軽海峡が本州と地続きとなっているように見えるので、上記の説明と矛盾する、という意味である。

しかし、それを指摘するなら、東京書籍 p 30 の地図でも、津軽海峡は陸続きのように見え、さらに、悪いことに、朝鮮半島ルートは海で隔てられている。従って、矢印で示したナウマンゾウの移動経路は成り立たない。それにもかかわらず、検定意見はついていない。この時点でダブルスタンダード検定が確定する。

この教材を取り上げている全社の扱いを、検定の論理で一覧表にすると次の通りである。

	津軽海峡ルート	朝鮮半島ルート	検定意見
正解	海	陸続き	
自由社	陸続き	陸続き	×
山川	陸続き	陸続き	○
帝国	陸続き	海	○
東書	陸続き	海	○
日文	海	海	○
教出	海	海	○
学び舎	海	海	○
育鵬社	判別不能	判別不能	○

文科省の基準による正解は一社もない。それなのに、自由社だけが欠陥箇所とされ、他社はすべて不問に付されている。ダブルスタンダード検定である。

なお、補足すれば、北海道のナウマンゾウについては、マンモスのように大陸北回りで入って来たとする説がある。つまりナウマンゾウは西回りの朝鮮半島経由で本州に入った経路と北回りで北海道に至った経路の二つの経路が考えられている。

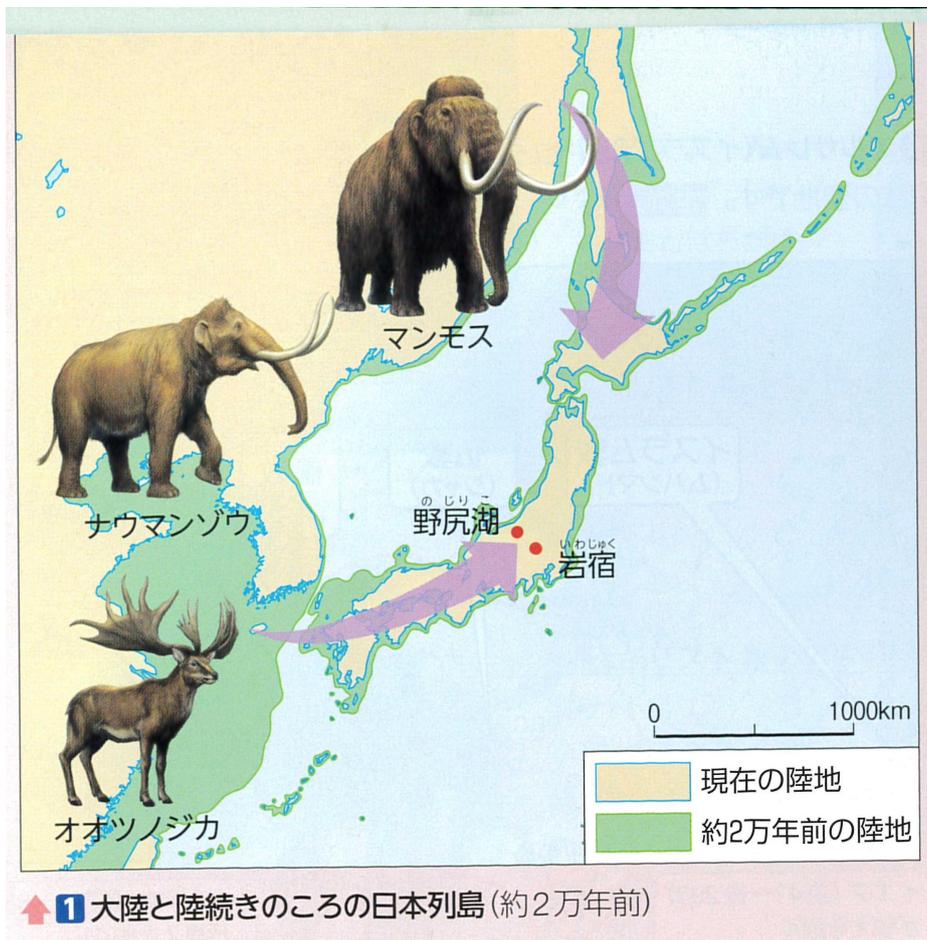
自由社 P21 ×



東京書籍 ○



日本文教出版 P28 ○



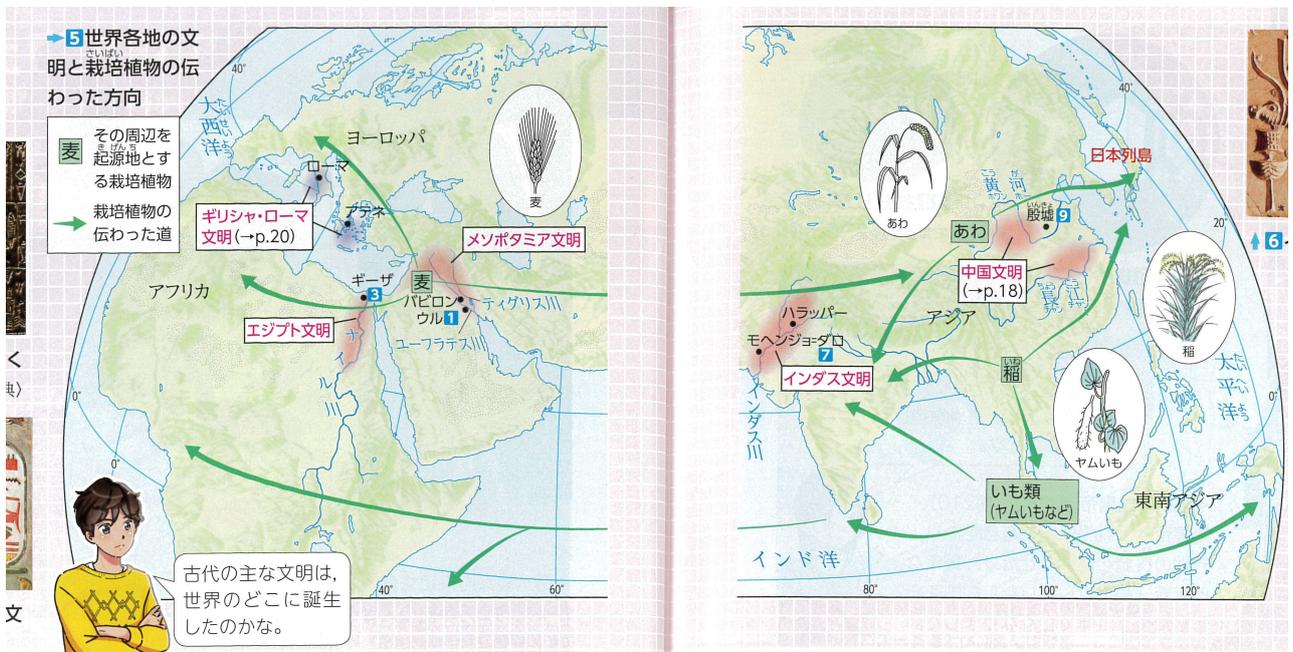
1 4 欠陥箇所番号 57 水田稲作の伝来ルート

57	31	16 17	稲作は、長江流域から伝わったものと考えられるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (水田稲作の伝来ルートについての学説状況)	3-(3)
----	----	----------	---------------------------------	--	-------

帝国書院 p 17 図 5 「世界各地の文明と栽培植物が伝わった方向」の中の記述では、稲の伝播は東南アジア→中国揚子江流域→日本となっており、朝鮮半島ルートで伝播した記述がないにもかかわらず、検定意見はついていない。帝国書院の本文中では、中国、朝鮮からの伝播説に触れてはいるとはいえ、p 17 の図に関してなにも検定意見が付かないのは、学説状況で自由社検定本に意見を付ける態度と矛盾する、ダブルスタンダード検定である。

イネの起源は従来の朝鮮半島伝来説の他に台湾→沖縄説、中国大陆からの直接伝来説が考えられるようになった。沖縄での水耕遺跡の状況を踏まえたうえで、この3つのうちで農林水産省の考える最有力説は中国大陆からの直接伝来説である。この学説の流れを反映したものが自由社検定本の記述である。

帝国書院 P17 ○



1 5 欠陥箇所番号 92 仏教伝来

92	44	24	欽明天皇の治世であった 552 年、金銅(銅・青銅の金メッキ)の仏像と経典を大和朝廷に献上しました。これを仏教伝来といます。	生徒が誤解するおそれのある表現ある。 (仏教伝来の年についての現在の学説状況)	3-(3)
----	----	----	--	--	-------

仏教伝来の年に関して、538 年 (6 世紀前半) 説と 552 年 (6 世紀半ば) 説の二つの説があることはよく知られている。どちらをより有力と見るかについても学者によって異なり、変遷もある。だから、本来検定ではどちらの説も認めるべきである。

上記の指摘は、538 年伝来説が学説上主流であるとする見方に立っている。育鵬社 p 41 の「6 世紀前半には、仏教が伝来しました」や、学び舎 p 38 の「仏教は 6 世紀前半に、朝鮮半島の百濟から伝えられました」という記述に検定意見がつかなかったのは、検定意見の立場からは整合的である。

しかし、それならば、東京書籍 p35 の「6 世紀半ばに仏教を伝え」や、山川出版社 p36 の「6 世紀半ばに百済から仏教が伝えられる」という記述になぜ検定意見が付かないのか。東京書籍や山川出版社に検定意見を付けず、自由社にのみ欠陥箇所指定するのは、ダブルスタンダード検定である。

1 6 欠陥箇所番号 136 院政

136	71	4 5	院政が始まると、白河上皇は、税の免除などの特権を荘園に与えたので、多くの荘園が上皇のもとに集まりました	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (税を免除する主体)	3-(3)
-----	----	--------	---	-----------------------------------	-------

この記述はなぜ欠陥箇所になるのか理解出来ない。税を免除する主体は名目上天皇であるから、という形式論なのかも知れないが、それならば、育鵬社 p75 の「上皇は荘園に多くの権利をあたえて保護したため」という記述になぜ検定意見が付かないのか理解不能であり、ダブルスタンダード検定である。

1 7 欠陥箇所番号 16 新元号

16	9	21 - 22 右	大化から■■まで(同ページ下歴史モノサシ, 11 ページ右 22 ~23 行目, 49 ページ囲み⑤, 279 ページ囲み⑤, 及び小見出し「平成から〇〇へ」, 巻末折込年表「二〇一九」も同様)	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)
----	---	--------------------	---	-------------------	-------

□自由社 p 9



「理解し難い」のは当然である。伏せ字なのだから。伏せ字を 8 箇所も使う必要が生じたのは、当初予想されていたよりも新元号「令和」の発表が遅れて 4 月 1 日にズレ込んだため、4 月中旬に文科省に検定申請する教科書の印刷が間に合わなかったからである。間に合わなくても、5 月の天皇の代替わりに伴って新元号が制定されることは確実なのだから、取り敢えず■■、◆◆、○○、のように伏せ字扱いをしたのである。

しかし、この伏せ字のまま生徒の手に渡るわけではない。教科書会社に自主訂正の機会が二度ある。

一度は三月末に検定に合格したあとだ。各地の教育委員会や学校でどの教科書を使うか選ぶことを採択という。採択のためには見本本がいる。そこで各教科書会社は各地の教育委員会に教科書の見本を送る。この見本に伏せ字が残るといけないから、教科書会社は文科省に申請して、伏せ字をまともな文字に訂正することを許可してもらうのである。

二度目は採択が終わる秋口から翌年四月の新学期、教科書が子供の手わたるまでの期間である。教科書会社は改めて自社の教科書を精査し、誤記誤植などを直す。情勢の変化もある。教科書に書いている国が消滅しているかもしれない。そういう場合に自主訂正を申告すれば認められる。

このように二度にわたってチェックされるから、間違っても伏せ字のまま生徒の手に渡ることはあり得ない。それを大真面目に「生徒にとって理解し難い表現である」などとして検定意見をつけるのは、不当である。

こうした事情はどこの教科書会社も同じで、教育出版は令和2年8月14日、上記の訂正申請制度に基づき、以下のような訂正申請を行い、認められている。教育出版は空欄にしておいたのだが、「生徒が理解し難い表現である」との検定意見はつかなかった。空欄の自由社は合格で、伏せ字の自由社は検定意見が付けられるというのはいかなる理由を構えてもダブルスタ検定と言わざるを得ない。

□教育出版 年表 訂正申請 (令和3年8月14日)



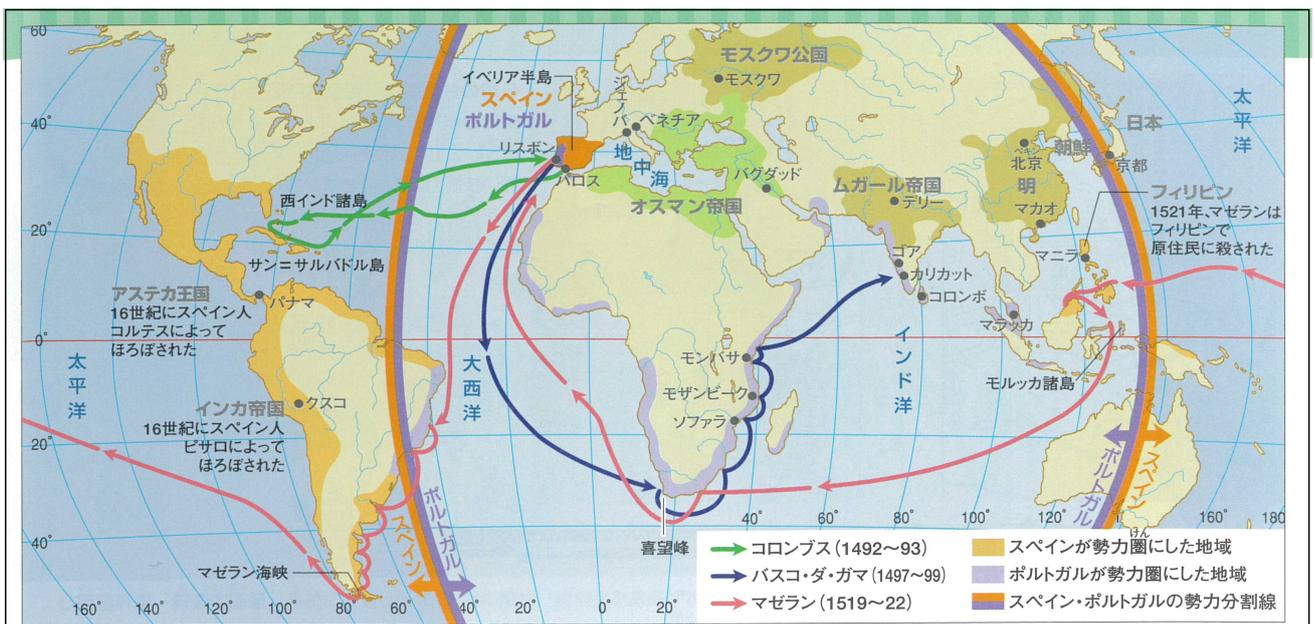
1 8 欠陥箇所番号 189 マゼランの出航地

189	105	図	「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「マゼラン」の線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (同ページ表「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓(ス)はスペイン、(ポ)はポルトガル」中、「1522 マゼラン(ス)」に照らして、マゼランの出港地を誤解する。)	3-(3)
-----	-----	---	------------------------------------	---	-------

自由社 p 105 の地図では、マゼランの出航地をポルトガルの首都リスボンとしていたが、同じ頁の年表では、「1522 マゼラン (ス)」と記していた。(ス)とはスペインのことである。つまり、全体としては、スペインのマゼランがポルトガルのリスボンから出航したということになる。これでは生徒が誤解するのではないかと考えてつけられた検定意見であろうが、何も問題はない。

日本文教出版、教育出版、育鵬社の3社も、自由社と同じく、スペインのマゼランがポルトガルのリスボンから出航したとしている。ところが3社のうち、日本文教出版にだけ検定意見が付けられ、教育出版と育鵬社には意見が付かなかった。これもダブルスタ検定である。

自由社 P105 ×



自由社 P105

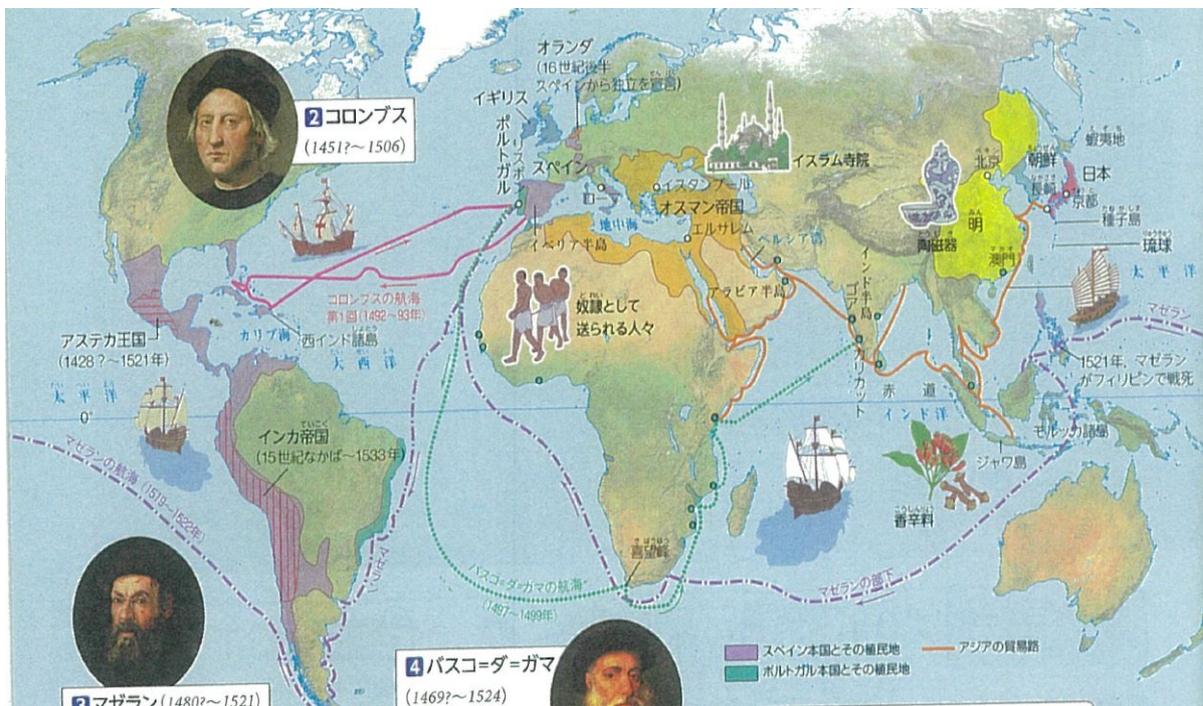
5 ヨーロッパ人による新航路の開拓

(ス) はスペイン、(ポ) はポルトガル

年	事 蹟
1492	コロンブス (ス)、大西洋を横断しアメリカ大陸に到達
1498	バスコ・ダ・ガマ (ポ)、アフリカ南端の喜望峰を回り、インドに到達
1522	マゼラン (ス)、南米大陸の南端を経て太平洋からフィリピン到達、世界一周を達成

※ 1534 年、カトリックのイエズス会創立。

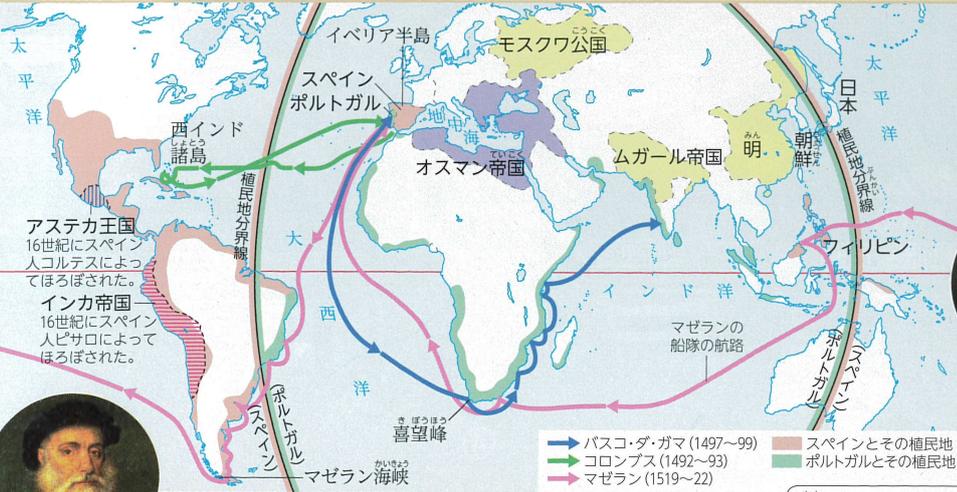
日本文教出版 P114 自由社同様に×



育鵬社 P108 ○

1 コロンブス
(1451~1506)
世界が球体であると信じて航海をした。





アステカ王国
16世紀にスペイン人コロンブスによってほろぼされた。
インカ帝国
16世紀にスペイン人ピサロによってほろぼされた。

3 16世紀ごろの世界 大航海時代の到来は、ヨーロッパ諸国による植民地獲得の始まりでもあった。

4 マゼラン
(1480?~1521)
フィリピンで現地民と戦い死亡。「太平洋」の名づけ親。



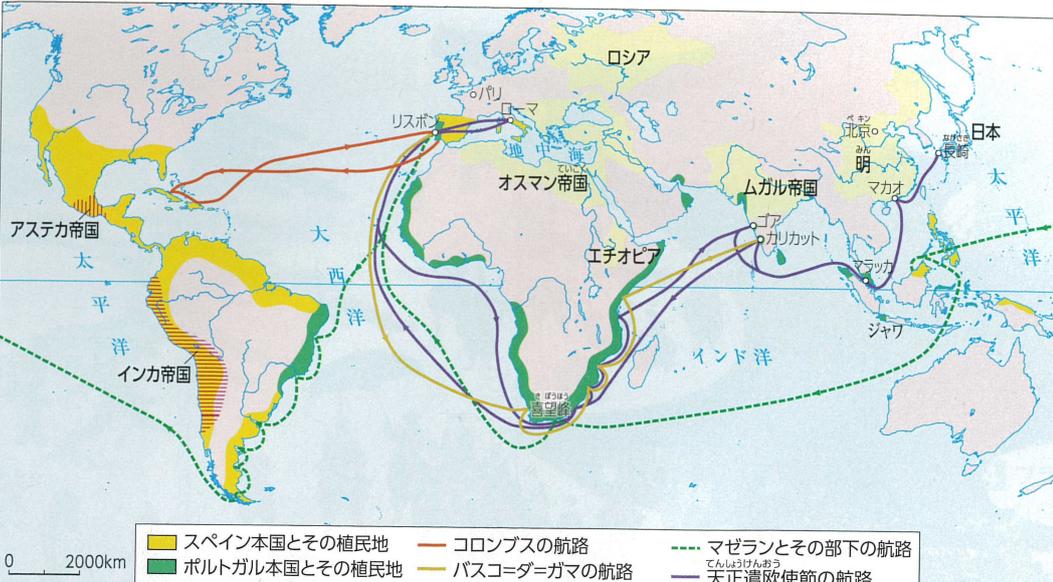
2 バスコ・ダ・ガマ
(1469?~1524)
ポルトガル国王から伯爵の位をあたえられた。



彼らの航海の目的は何だったのかな。



教育出版 P103 ○



5 16世紀ごろの世界 スペインが「太陽の沈まない国」といわれたのは、なぜでしょうか。

19 欠陥箇所番号 252 坂本龍馬と大政奉還

252	162	写真	「⑤坂本龍馬」キャプション中、「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (龍馬の実際の行動)	3-(3)
-----	-----	----	---	-----------------------------------	-------

この検定意見自体が極めて不当である。坂本龍馬が薩摩・土佐両藩の間で周旋を行い、両藩が大政奉還に合意した薩土盟約の議論にも参加していたことは、史料上明白である。また、大政奉還前日にその採否を決める会議に出席する後藤象二郎にあてた書簡が確認されている（日本経済新聞電子版、2010年6月16日）。しかも、最近、「船中八策」不在説が出ている学説状況も見据えて、「はたらきかけたともいわれます」という、断定を避けた慎重な書き方を取っている。

しかし、自由社の「反論書」に対する「認否書」では、「一般的な記述ではなく、坂本龍馬の実際の行動を誤解するおそれがある」として否とした。自由社の記述は「一般的な記述」に過ぎず、「坂本龍馬の実際の行動を誤解するおそれ」などあり得ない。

ところが、他社の記述を見ると、坂本龍馬が大政奉還に関与したと記す教科書は自由社以外に4社もある。

▽教育出版 p 166

坂本龍馬と大政奉還

翌年6月、龍馬は、長崎から京都に向かう船の中で、土佐藩の後藤象二郎に「船中八策」とよばれる新しい日本の政治構想を話したといわれています。その内容は①幕府が政権を朝廷に返したうえで、朝廷を中心にした統一国家をつくること（中略）などであったとされています。

後藤は、その後、土佐藩を通じて大政奉還を徳川慶喜に勧め、10月に大政奉還が実現しました。

独立のコラムで「坂本龍馬と大政奉還」と銘打ち、「船中八策」を詳細に書いて坂本龍馬の功績として断定した、この教育出版の記述に対しては何の検定意見も付けず、断定を避けた自由社の記述を欠陥箇所仕立てる教科書検定は、ダブルスタンダード検定である。

▽日本文教出版 p 178-179 大コラム「新しい世の中をめざした人々」

幕府に代わる政府を考えた海援隊

海援隊は、幕末、土佐藩(高知県)を脱藩した浪士の坂本龍馬が中心となり、長崎を本拠地として結成された組織です。主に薩長両藩のために武器の購入斡旋などにあたりました。しかし、海援隊は単なる商社ではありませんでした。幕藩体制とは異なる国家の姿を模索し提案するなどした政治結社でもありました。そこでは憲法を定め、議会を開設するという新しい国家構想が議論されていました。この構想は、土佐藩の大政奉還建白書にひきつがれていくこととなりました。

囲み⑥海援隊で議論されていた国家構想

一 (幕府は)政権を朝廷に返し、政治のきまりは、朝廷から出されるようにすること (以下、略)

▽帝国書院 p 166 坂本龍馬写真キャプション

新しい時代に必要な八つの政策を語り、大政奉還の実現に力を尽くしました。

▽育鵬社 p 175

大政奉還

公武合体の立場をとる土佐藩では、坂本龍馬や後藤象二郎が、前藩主の山内豊信(容堂)を通して慶喜に、討幕派の先手を打って政権を朝廷に返すよう進言しました。慶喜は、幕府による政治はこれ以上続けられないと判断し、1867(慶応3)年10月、京都の二条城で、政権を朝廷に返すことを発表しました(大政奉還)。

これら4社の記述は、いずれも坂本の大政奉還への関与を断定的に記述している。それに対して、「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれます」と断定を避けた慎重な言い回しをしている自由社の記述を欠陥箇所にするのは、ダブルスタンダード検定である。

さかもとりょうま
5坂本龍馬

(1835～67)

ろうにん
土佐藩を脱藩した浪人
で、薩摩、長州両藩を
説いて薩長同盟を実現
させました。土佐藩を
通じて徳川慶喜に大政
奉還をはたらきかけた
ともいわれます。(高知
県立歴史民俗資料館
蔵)



教育出版 P166 ○

さかもとりょうま たいせいほうかん
坂本龍馬と大政奉還

坂本龍馬は、江戸幕府の軍艦奉行を務めていた勝海舟の門に入り、日本を取り巻く世界の情勢を知るなかで、それまでの尊王攘夷の考えから開国へと考えを改めるようになりました。そして1866年、幕府政治を終わらせるため、龍馬らの仲立ちによって、薩摩藩の西郷隆盛と長州藩の木戸孝允らが会見し、薩長同盟が結ばれました(←p.163)。

翌年6月、龍馬は、長崎から京都に向かう船の中で、土佐藩の後藤象二郎に「船中八策」とよばれる新しい日本の政治構想を話したといわれています。その内容は、①幕府が政権を朝廷に返したうえで、朝廷を中心にした統一国家をつくること、②上下の議院を設けて議員の話し合いによる政治を行うこと、③有能な人材を政治に登用すること、④欧米諸国と結んだ不平等条約を改正すること、⑤新たに憲法をつくること、⑥海軍を強化すること、⑦天皇直属の軍隊をつくること、⑧金と銀の交換比率を変更することなどであったとされています。

後藤は、その後、土佐藩を通じて大政奉還を徳川慶喜に勧め、10月に大政奉還が実現しました。

育鵬社 P175 ○

こうぶがったい
公武合体の立場をとる土佐藩では、坂本龍馬や後藤象二郎が、前藩主の山内豊信(容堂)を通して慶喜に、倒幕派の先手を打って政権を朝廷に返すよう進言しました。慶喜は、幕府による政治はこれ以

20 欠陥箇所番号 249 ペリー神奈川上陸図

249	159	写真	⑤タイトル「ペリー神奈川上陸図」	不正確である。	3-(1)
-----	-----	----	------------------	---------	-------

絵画の正式名称は、同一絵画であるが、東京国立博物館蔵では「ペリー提督神奈川上陸図」、横浜開港資料館蔵では「ペリー提督・横浜上陸の図」となっている。指摘は絵画の正式名称を書けという要求であると考えられるが、この指摘は当を得ていない。この絵画は文化史の教材として掲載しているのではなく、ペリー上陸のことがらを伝えている絵画であるというだけの目的で掲載しているに過ぎず、ここで正式名称を生徒が覚える必要のないものである。

このような観点からこの資料を掲載しているのは、自由社以外にも3社ある。

▽育鵬社 p 171 ペリー神奈川上陸図 (東京国立博物館蔵)

▽山川出版社 p 154 黒船来航図

山川出版社 p 166 黒船の来航 神奈川県 横浜開港資料館蔵

▽学び舎 p 151 横浜に上陸するペリー(横浜開港資料館蔵)

これら3社は絵画の正式名称を記していないにもかかわらず、これらに対しては何の検定意見も付けていない。育鵬社の場合にいたっては「ペリー神奈川上陸図」という、自由社と全く同一のタイトルを付けているにもかかわらず、である。ダブルスタンダード検定である。

自由社 p 159 ×



育鵬社 p 171 ○



2 1 欠陥箇所番号 274 日本の勢力図

274	189	図	「⑤列強による清国分割」の台湾の塗色及びキャプション中、「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「勢力圏」)	3-(3)
-----	-----	---	--	--------------------------------	-------

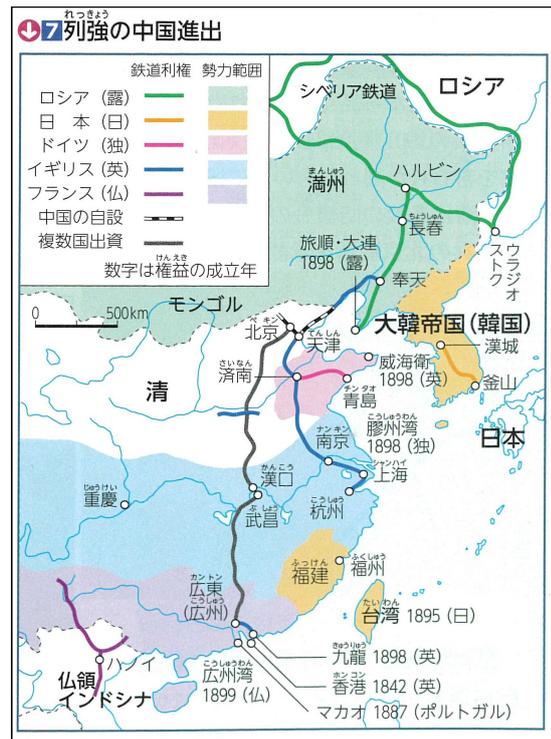
検定意見は、塗色と「勢力圏」という用語の、二つの問題を指摘している。

まず、塗色の問題については、育鵬社 p197 も、台湾、韓国、福建に同じ塗色を施し、日本の勢力範囲とする点で、自由社と全く同じであるにもかかわらず、育鵬社には検定意見が付いていない。ダブルスタンダード検定である。

次の「勢力圏」という用語の問題だが、山川出版社 p196 にも「勢力圏」という言葉が使われているのに検定意見が付いていない。この1箇所にもダブルスタンダード事例が2つもあることになる。

自由社 P189 ×

育鵬社 P197 ○



2.2 欠陥箇所番号 336 坂口安吾「真珠」

336	239	囲み	「⑥開戦を聞いた文化人の声」中、坂口安吾の声(全体)	史料の扱いが公正でない。 (引用された史料は小説である。)	2-(9)
-----	-----	----	----------------------------	----------------------------------	-------

坂口安吾は私小説を得意とする小説家だが、「真珠」は事実をもとにした「エッセイ」と言ってよく、「日記」に近い。それゆえ、「史料が公正でない」とはいえない。

上記のように反論したところ、「認否書」で、「小説として掲載された作品であり、小説を日記やエッセイと同列に扱うことは資料の扱いとして公正でない。反論は認められない」と一蹴された。

ところが、東京書籍 p241 では、〈島崎藤村と「破戒」〉という小コラムを設け、部落差別の実態を示す史料として、小説「破戒」の粗筋を紹介している。これに対しては「小説を史料として使うな」という検定意見は付いていない。同じ小説なのに、なにゆえに「破戒」は使ってもよいが「真珠」は使えないということになるのか。これは、ダブルスタンダード検定である。

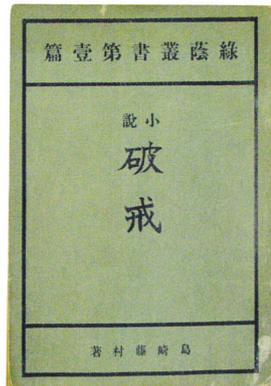
自由社 P239 ×

坂口安吾 (作家) 「必ず、空襲があると思った。敵は世界に誇る大型飛行機の生産国である。ハワイをやられて引っ込んでいる筈はない。果たして東京に帰ることができるのであろうか」

東京書籍 ○

島崎藤村と「破戒」

1906年に刊行された島崎藤村の小説「破戒」は、部落差別を正面から取り上げた作品です。主人公である瀬川丑松は、父親から「差別されないために、自分が被差別部落出身であることを他人に明かさな」という戒めを受けます。しかし、丑松の出身についてのうわさは広がり、追いつめられ、丑松はその戒めを破ることになります。一方、もう一人の主人公である猪子蓮太郎は、被差別部落出身であることをかくさず生きることで、反差別の姿勢をつらぬきます。「破戒」は、この二人の主人公の生き方を通して、当時の部落差別の実態をえがいています。



5 「破戒」の初版本（長野県小諸市立藤村記念館蔵）



岐阜県

6 島崎藤村 (1872～1943)
長野県（現岐阜県）生まれ。詩集「若菜集」でロマン派の詩人として注目を集め、小説「破戒」で自然主義の先駆者となりました。

2 3 欠陥箇所番号 349 沖縄戦の死者数

349	244	側注 1	日本軍の死者約 9 万 4000 人を出す激戦の末	不正確である。 （「日本軍の死者」）	3-(1)
-----	-----	---------	---------------------------	-----------------------	-------

「日本軍の死者約 9 万 4000 人を出す激戦」のこの数字は、資料の裏付けのある正確なものである。沖縄戦の死者数に関する他の 6 社の記述は次の通りである。

- ▽東京書籍 p 238・・・沖縄県民の犠牲者は、当時の人口の約 4 分の 1 に当たる 12 万人以上になりました。
- ▽日本文教出版 p 251・・・県民のおよそ 4 分の 1 にあたる 12 万人以上の方が命を落としました。
- ▽教育出版 p 246・・・約 60 万人の県民のうち、死者が 12 万人に達しました。
- ▽育鵬社 p 245・・・県民も含めた日本側の死者は 18 万～19 万人にのぼり、その半数以上は一般市民でした。
- ▽山川出版社 p 249 上欄・・・死者は軍民あわせて 18 万人余りに上った。当時の沖縄県の人口は約 50 万人であった。
- ▽学び舎 p 239・・・沖縄県民の死者は 15 万人（人口約 60 万人）にのぼったと推定されています。

6 社の記述を見ると、二つの点で互いに矛盾し合っていることが分かる。一つは沖縄県民の死者数である。東京書籍、日本文教出版、教育出版の 3 社は「12 万以上」としているのに対し、学び舎は「15 万人」としている。いずれかが間違っていることになるが、学び舎が間違っている。しかし、学び舎の「15 万人」という数字に対して検定意見は付いていない。

もう一つは、沖縄県の人口である。東京書籍、日本文教出版、山川出版社の3社はおおよそ50万人説をとっているのに対し、教育出版と学び舎は60万人説をとっている。いずれかが間違いだということになるが、不可思議なことに、いずれにも検定意見は付いていない。東京書籍等3社か、教育出版等2社か、いずれかに検定意見を付けるべきだったといえよう。

にもかかわらず、沖縄戦をめぐる犠牲者数などの数字に関しては、正しい数字を書いた自由社の記述が欠陥箇所とされ、間違いを書いた学び舎等の記述が検定合格した。ダブルスタンダード検定である。

2.4 欠陥箇所番号 360 日英同盟

360	253	右 上 囲 み	(課題②について書いたさくらさんのノート)中、「③ワシントン会議でアメリカは日英同盟の破棄に動いた。」	不正確である。 (「破棄」)	3-(1)
-----	-----	------------------	---	-------------------	-------

「検定審査不合格通知書」が交付された令和元年12月25日の説明会における教科書調査官の発言によれば、「無効になった」と書いていないから、というのが欠陥箇所とされた理由であった。

▽日本文教出版 p229・・・会議では、日英同盟の廃止や、中国の主権と領土を尊重することが決められ
▽帝国書院 p217・・・他方で、日本外交の中心であった日英同盟は廃棄されました。

上記の2社の教科書も、教科書調査官の求める「無効」という言葉を使っていない。それゆえ、自由社に対して「破棄は不正確である」と指摘するならば、同様に、日本文教出版に対しては「廃止は不正確である」、帝国書院に対しては「廃棄は不正確である」との検定意見を付けるべきではないか。自由社を差別したダブルスタンダード検定である。

2.5 欠陥箇所番号 194 毛利輝元

194	108	囲み	「②300年以上命脈を保った毛利氏」中、「輝元の時代には豊臣秀吉政権の重臣となり、関ヶ原の戦いでは西軍の大將格として徳川家康に敗北しました」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (輝元が関ヶ原で実際に戦闘に参加したかのように誤解する。)	3-(3)
-----	-----	----	--	--	-------

山川出版社 p120 には、「石田三成は、毛利輝元らの大名に呼びかけ、1600(慶長5)年に家康と戦ったが敗れた(関ヶ原の戦い)」とある。この記述は間違っていないし、別に意見を付けるべきものではない。しかし、自由社に対する調査官の指摘を読むと、山川のこの記述にも、自由社に付けられたのと同様に、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(輝元が関ヶ原で実際に戦闘に参加したかのように誤解する。)」という検定意見が付かなければならないはずだが、実際には何の検定意見も付いていない。ダブルスタンダード検定である。

2.6 欠陥箇所番号 244 フェートン号事件

244	157	14	1808(文化5)年、イギリスの軍艦フェートン号は・・・出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水(薪と水)や食料を強奪しました(フェートン号事件)。(156 ページ表「②主な外国船の接近」中、フェートン号事件の「目的等」欄の「薪水強奪」も同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (フェートン号事件当時のイギリスとオランダの関係)	3-(3)
-----	-----	----	--	--	-------

フェートン号事件をやや詳しく書いている3社の記述を並べると、次のようになる。

▽東京書籍 p 136 本文・・・1808 年には、イギリスの軍艦が長崎の港に侵入する事件が起きました。

・同 p 136 地図・・・イギリスの軍艦フェートン号が、オランダ船をとらえるために長崎港に侵入。オランダ商館員をとらえて、まきと水、食料を要求しました。

▽育鵬社 p 140・・・1808 (文化5) 年、イギリスのフェートン号が長崎港に侵入し、オランダ商館員を連れ去り港内で乱暴をはたらくという事件が起きました (フェートン号事件)。

・同 p 141 地図・・・イギリスの軍艦フェートン号がオランダの船を追って侵入。オランダ商館員を捕らえ、薪や水を強要。

▽自由社 p 157 本文・・・1808 (文化5) 年、イギリスの軍艦フェートン号は、オランダ国旗を掲げてオランダ船を偽装し、長崎に入港しました。フェートン号は、出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水 (薪と水) や食料を強奪しました (フェートン号事件)。

3社は基本的に同じことを書いている。この中で、自由社にのみ検定意見がついた。指摘事由の、「フェートン号事件当時のイギリスとオランダの関係」とは、両国が対立関係にあったことを書けということのようだが、「オランダ国旗を掲げてオランダ船を偽装」したのだから、対立関係にあったことは自明である。

もし、そういうことを言うのであれば、対立関係を明示的に書いていない、東京書籍と育鵬社にも「当時イギリスとオランダが対立していたことを記せ」との要求があつてしかるべきであるが、何の検定意見もついていない。育鵬社・東京書籍と自由社の間で処遇に差をつけたダブルスタンダード検定である。

2 7 欠陥箇所番号 105 大宰府と太宰府

105	50	側注 3	大宰府は地方官庁、太宰府は地名。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (混用の例)	3-(3)
-----	----	---------	------------------	-------------------------------	-------

子供は二つの漢字を混同しやすい。漢字の使い分けがわからない。この注記は漢字の使い分けについてワンポイントで注意を与えておこうとした教育的配慮である。

ところが、文科省はこれを欠陥箇所に仕立て上げる。大宰府と太宰府は過去に「混用」した例があるから、注記の一般法則は成り立たないと言いたいのである。しかし、過去に混用の例があるとしても、現在、慣行として成立しているルールを教えることは、知的にも実用的にも十分に意味のあることなのであ

る。当の福岡県太宰府市のホームページには次のように書かれている。

＜古代におけるデザインの正式な表記は、現存する古代の印影（押印された印の文字）が「大宰之印」であることから、「大宰府」であったと考えられています。

しかし、奈良時代の文書にも、すでに「太宰府」と表記されているものがあります。その後、中世からは「太宰府」と表記する文書が多くなり、近世以降はほとんど「太宰府」と表記するようになっているようです。これらの表記の使い分けについては、断定するまでは至っておらず、現在でも研究されているところです。

ただ昭和30年代末頃、九州大学の鏡山猛（かがみやまたけし）教授が地名や天満宮など以外は「大宰府」と表記するようにされたことをきっかけとして、一般には古代律令時代の役所、およびその遺跡に関するデザインは「大宰府」、中世以降の地名や天満宮については「太宰府」と表記されるようになりました。現状では、行政的な表記もこれにならい、「大宰府政庁跡」「太宰府市」というように明確に使い分けています＞

要約すると、古代の正式表記は「大宰府」だったが、奈良時代から「太宰府」という表記も現れ、中世・近世には「太宰府」の表記が多く使われてきたが、昭和30年代以降は、古代律令時代の役所とその遺跡は「大宰府」、中世以降の地名と天満宮は「太宰府」と表記する慣行が一般化した、ということである。自由社教科書の注記には何の問題もない。このような教育的配慮を無視するのは不当・不正な検定である。

さらに、これは同じことを他社が記述してもおとがめなしの「ダブスタ検定」でもある。次の一文を御覧頂きたい。

山川出版社 59 ページ

「大宰府政庁跡（太宰府市）」「遠（とお）の朝廷（（みかど）」と呼ばれ、九州全体を統括するとともに国の外交や軍事の拠点である役所「大宰府」が置かれた。・・・」（写真説明）

ここで、大宰府は地方官庁、太宰府は地名と書き分けており、自由社と本質的に変わりがない。自由社が混用の例があるから認められないとするなら、「大宰府政庁跡」も一概には言えず認められない、としなければならない。一方の側だけわずかな「混用」を理由に重箱の隅をつつくような理由を付けて検定意見を付けるとは、自由社を不合格とするための悪意ある検定であると言わざるを得ない。

そもそも、自由社の書き方のほうがはるかに生徒の理解に役立つ。何の説明もなく、ただ並立的に「大宰府政庁跡（太宰府市）」と示された記述とどちらが教育的配慮をしているかを考えてもらいたい。

28 欠陥箇所番号 256 太政官

256	166	囲み	「③太政官(新政府)を構成する要人」中、「※「太政官」の読み方 日本の律令制では「だいじょうかん」、明治維新政府は「だじょうかん」と読みます」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)
-----	-----	----	---	-----------------------------------	-------

律令官制における太政官は、神祇官と並ぶ二官の一つで、「だいじょうかん」と読まれた。明治期の太政官は、古代律令制のものと区別して、慣習的に「だじょうかん」と読まれている。教える側の教師としては、正確に伝えなくてはならない。すると、熱心な生徒は、どうして読み方が違うのか必ず不審に思う。教科書の注か、図のキャプション等に読み方の違いの説明が少しでもあれば、現場の教師としては、授業を進める際の大きな助けになる。

さらに、古代律令制の太政官と明治期の太政官との読み方の違いから、発展的な学習も期待できる。つまり、学習指導要領で強調されている主体的・対話的な学びへと発展し、思考力・判断力・表現力の育成へと繋がっていく可能性もある。

「生徒が誤解するおそれのある表現」との文科省の指摘だが、むしろ、「生徒の無用な誤解を少なくする」ために、あえて分かり易く表記している。また、混用の可能性はまったくないとは言えないが、このように概括することは生徒の知識整理に有用であり、教育的な配慮である。このような観点を無視する教科書検定は不当・不正である。

他社の記述を見よう。東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、育鵬社、山川出版社の6社の記述はいずれも、古代律令国家時代は「だいじょうかん」、近代の明治時代になって「だじょうかん」と読まれた、ということをも明の事として振り仮名を振り、文科省も当然として検定意見を付けていないことが分かる。「(自由社は)断定的に過ぎる」というが、全社が「断定」しているではないか。自由社を狙い撃ちしたと言われても仕方のない検定意見である。

自由社以外の他社は、読みの変遷を明示していない。従って、古代で「だいじょうかん」と教わった生徒にとって近代にはいったら「だじょうかん」になるので、とまどうはずである。「断定的に過ぎる」とレッテルを貼られた方が、検定は合格したが配慮には欠けた方よりはるかに教育的配慮を払っているといえるのではないか。

《参考》検定合格6社の記述

東京書籍

- 40 ページ「律令国家の成立と平城京」で「律令国家では、天皇の指示で政治を行う太政官(だいじょうかん)や、その下(もと)で実務に当たる八省など多くの役所が設けられました。」(本文)
- 41 ページ側注「律令による役所の仕組み」組織図中、「太政官」に「だいじょうかん」の振り仮名
- 48 ページ 撰関政治の項「撰関政治は11世紀前半の藤原道真とその子頼道のころが最も安定し、太政官(だいじょうかん)の役職の多くを藤原氏が独占しました。」
- 49 ページコラム 「藤原道長の直筆日記」のキャプション及び現代語訳に「太政官に「だいじょうかん」の振り仮名。

律令国家から撰関政治において「太政官」は「だいじょうかん」の振り仮名あり。明治維新の項 169 ページに「…同時に政府では、倒幕の中心勢力であった薩摩、長州、土佐、肥前の4藩の出身者や少数の公家が政権を握りました。…」(本文)の側注の組織図「新政府の仕組みと正院の政治家たち」の「太政官」に「だじょうかん」の振り仮名あり。

教育出版

- 43 ページ「中央の朝廷には、天皇のもとで政治の方針を決める太政官(だいじょうかん)」政官や政治のさまざまな実務を分担する八省などの役所がおかれました。」(本文)
- 同「太政官(だいじょうかん)による役所の仕組み」(側注組織図)「太政官」に「だいじょうかん」の振り仮名。
- 168 ページ「政府は、太政官(だじょうかん)という機関を設けて政治を運営しました。」(本文)

帝国書院

- 39 ページ「…天皇を頂点とした太政官(だいじょうかん)が政策を決め…」(本文)
- 38 ページ「律令国家の政治のしくみ」(側注組織図)に「太政官」に「だいじょうかん」の振り仮名あり。
- 170 ページ「…新たな政治の方針を示すとともに、古代の政治のしくみにならって太政官制を採用し

ました。」(本文)

同「②明治政府の仕組み」(側注組織図)に「太政官」に「だじょうかん」の振り仮名あり。
※「p38の古代の政治のしくみと同じ部分を挙げてみよう」と生徒に提起しながら太政官の読みが異なることを取りあげていない。

日本文教出版

45 ページ「天皇や太政官(だいじょうかん)の仕事」(コラムタイトル)
同「律令国家の政治」(側注組織図)「太政官」に「だいじょうかん」の振り仮名。
180 ページ「新政府は古代の律令国家にならって、中央に太政官(だじょうかん)という機構を新設して権力を集中しましたが、…」(本文)

育鵬社

52 ページ「…天皇のもとには神々のまつりを受け持つ神祇官と国の政治を担当する太政官が置かれました(二官)。」(本文)
53 ページ「律令政治(中央)のしくみ」(側注組織図)に「太政官」に「だいじょうかん」の振り仮名あり。
178 ページ「明治政府のしくみ」(側注組織図)「太政官」に「だじょうかん」の振り仮名。

山川出版社

40 ページ「中央行政は、神祇官・太政官(だいじょうかん)の二官と、太政官の下で政務を分担する八省(二官八省)によって行われ…」(本文)
同「律令国家の仕組み」(側注組織図)に「太政官」に「だいじょうかん」の振り仮名。
173 ページ「藩閥政府(1871年ころ)」(側注組織図)「太政官」に「だじょうかん」の振り仮名。

29 欠陥箇所番号258 「蛍の光」4番

258	172	囲み	「④「蛍の光」と国境」中、「これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本(やしま)だということを国民に教える意味も込められており」	生徒が誤解するおそれのある表現である。(断定的に過ぎる。)	3-(3)
-----	-----	----	---	-------------------------------	-------

この検定意見に対する反論は、『教科書抹殺』(飛鳥新社)210ページ(事例58)にあるが、さらにダブルスタンダードでもあるということをここで付け加える。

その後、山川出版社の教科書に歌詞の変遷を示す記述があり、こちらは合格していることが判明した。皮肉なことに、ここに示されている歌詞の変遷こそが立派な「史料的根拠」になるのではなかろうか。

山川出版社

「…現在では2番までの歌詞が歌われることが多いが、3番・4番の歌詞についてはあまり知られていない。下に挙げているのは4番の歌詞の冒頭の変遷である。日本の領土拡大とともに歌詞がどのように変更されているか見てみよう。

- ①千島の奥も 沖縄も 八洲の内の 守りなり
(小学唱歌集初編に所収された歌詞)

- ②千島の奥も 台湾も 八洲の内の 守りなり
 (日清戦争後)
- ③台湾の果ても 樺太も 八洲の内の 守りなり
 (日露戦争後)

…」

30 欠陥箇所番号67 金印

67	35	囲み	「⑥「漢委奴国王」の金印」中、「西暦 57 年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」	不正確である。 (「金印を賜った」)	3-(1)
----	----	----	--	-----------------------	-------

文科省が交付した「反論認否書」には<『後漢書』の原文に「印綬」とある。反論は認められない>と書かれている。この項目もダブスタ事例である。

文科省は『後漢書』の記載通り「印」ではなく「印綬」を授かったと書けということだが、文科省の基準に適合するのは、側注や欄外の紹介で触れている2社（東京書籍、山川出版社）だけである。また、「印」ではなく「印など」とする2社がある。「など」に「綬」が含まれると大甘に解釈したとしても文科省の基準には達しないはずだ。

自由社同様、「印」だけを書いているところが、帝国書院、日本文教出版、育鵬社と3社あるが、これらに検定意見はついていない。だから、自由社への欠陥指摘は失当である。

検定合格6社の記述は以下のとおりである。

1. 文科省のいう「印綬」に触れているもの

東京書籍

33 ページ「…また「後漢書」には、現在の福岡県にあった奴国の王が、1世紀半ばに漢に使いを送り、皇帝から金印を授けられたと記されています。福岡県から発見された「漢委奴国王」と刻まれた金印は、このときのものと考えられています。」(本文)

同「「漢委奴国王」と刻まれた金印…金印は、国王が皇帝にあてて送る文書に封をするのに使うものです。この金印は、江戸時代に志賀島（福岡県）で発見されました。」(側注写真説明)

同「「後漢書」東夷伝 建武中元2（57）年に倭の奴国が漢に朝貢したので、光武帝は印綬（印とそれを結びとめるひも）をおくった。…」(側注)

山川出版社

32 ページ「『後漢書』には、紀元 57 年に漢（後漢）の皇帝である光武帝が、倭の奴国王に金印を与えたことが記されている。江戸時代に博多湾の志賀島（福岡県）から見つかった「漢委奴国王」と刻まれた金印がこれに当たると考えられている。」(コラム「中国の記録に見る日本列島」本文)

同「『後漢書』東夷伝（1世紀から2世紀ごろの日本）建武中元二年、倭の奴国、貢を報じて朝貢す。一光武、報ふに印綬を以てす。現代語訳 倭の奴国の王が後漢に朝貢し、光武帝より、「漢委奴国王」の印綬をたまわった。」(欄外史料「中国の歴史書にみる日本列島の様子」)

2. 「印綬」とは記述してないが「印など」としているもの

教育出版

25 ページ「…続いて中国を支配した漢は、領土を広げて大帝国を築き、周辺の国々の王にも印などを与え、皇帝の臣下とみなしました。」(本文)

33 ページ「…また『後漢書』には、1世紀の中ごろ、九州北部の支配者の一人が中国に朝貢の使者を送り、皇帝から印を与えられたとあります。」（本文）

同「「漢委奴国王」と刻まれた金印…江戸時代に志賀島（福岡市）で発見されました。」（側注写真説明）

学び舎

30 ページ「…周辺の国々は使者を送り、皇帝から王の位を認めてもらい、金印などをあたえられました。」（本文）

31 ページ「「漢委奴国王」の金印…江戸時代に志賀島（福岡県）で発見された。」（側注写真説明）

同「…紫色のひもで持ち手を結んだ「親魏倭王」の金印が、卑弥呼に授けられました。」（卑弥呼の項、本文）

3. 自由社と同じ「印」のみ記述して「綬」に触れていないもの

帝国書院

28 ページ「…また、1世紀半ばの歴史書（『後漢書』）には、奴国（現在の福岡市付近）の王が漢に使いを送り、皇帝から金印を与えられたと書かれています。」（本文）

同「1～2世紀ごろの日本…倭の奴国が、貢ぎ物を持ってあいさつにきた。…漢の皇帝は奴の国王に印を授けた。…（『後漢書』東夷伝より要約）」（欄外史料）

同「「漢委奴国王」と彫られた金印 江戸時代に志賀島（福岡市）で発見されました。…」（側注写真説明）

日本文教出版

31 ページ「…1世紀の中ごろ、倭の奴の国王が漢の皇帝に使節を送り、金印をもらって王の地位を認められたことなどが書いてあります。」（本文）

同「「漢委奴國（国）王」という文字がほられた金印…江戸時代に志賀島（福岡市）で発見されました。」

育鵬社

35 ページ「紀元後1世紀には、使いを送った倭の奴国の王が皇帝から金印をあたえられたと記されています。」（本文）

同「金印…蛇の形の印で、「漢委（倭）奴国王」と刻まれている。のちの江戸時代に発見された。…」（側注写真説明）

3 1 欠陥箇所番号 1 日本の世界遺産／（山川出版社）従軍慰安婦

1	表見返		「日本の世界遺産」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。(文化遺産に限定されている。)	3-(3)
---	-----	--	---------------	------------------------------------	-------

これは、教科書検定の基本姿勢に関わるダブルスタンダード事例として、ごく最近見つかったものである。

自由社に対して付けられた検定意見は、要するに、世界遺産の中に文化遺産だけでなく自然遺産もあるのだから、文化遺産のみを上げているのは、世界遺産についての誤解を招くという趣旨である。当方は、もともと歴史教科書で紹介する世界遺産は文化遺産なのであり、自然遺産が関係するのは理科の分野であって、これでよいと反論したが認められなかった。

ところが、山川出版社の教科書に「従軍慰安婦」の記述が復活したことが国会の議論になるなかで、同社の教科書の次の記述が問題になった。

戦地に設けられた「慰安施設」には、朝鮮・中国・フィリピンなどから女性が集められた(いわゆる従軍慰安婦)。

ここで、「多数を占める日本人が書かれていないのは、慰安婦について誤解するのではないか」との国会議員の質問に対し、文科省は、この箇所が「戦時体制下の植民地・占領地」の見出しのもとに置かれた記述であるから、日本人慰安婦の存在や数に触れなくても構わないという趣旨の答弁をしたのである(3月22日参議院文教科学委員会)。

問題の論理構造は同一である。自由社に対する検定意見が妥当であるとするなら、山川出版社に検定意見を付けないのは不当であり、ダブルスタンダードである。しかも、生徒にとって「従軍慰安婦」は教科書で初めて聞くことばだから、ほぼ確実に「従軍慰安婦は日本以外のアジアの地域から女性を集めたものである」と誤解するであろう。検定姿勢の根本にかかわる大がかりな「ダブルスタンダード検定」の事例であるといわなければならない。

3 2 欠陥箇所番号 10 この150年

10	3	囲み	「3 高度100メートルから見た日本は「町工場の国」だ」中、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間に工業立国をめざして成功しました」	生徒が誤解するおそれのある表現である。(「150年間」)	3-(3)
----	---	----	--	------------------------------	-------

指摘箇所は巻頭の見開き 2 ページを使ったグラビアのページで、タイトルは「日本歴史の舞台」。見開き 2 ページの真ん中に、択捉島から沖縄に至る日本列島の地図が配されている。日本列島はほとんど緑でおおわれていて、海岸線や川沿いに、ところどころに平地があるだけだ。これは高度 1 万メートルの上空から見た、日本列島の姿である。

高度を下げていくと、視野に入るものが違ってくる。それを、高度 1 万メートル、高度 1 0 0 0 メートル、高度 1 0 0 メートルの 3 つについて、見え方の違いを想像してみる。すると「三つの日本」が見えてくる、と初めにうたっている。以下、三つの日本を引用する。

【1 高度 1 万メートルから見た日本は「森の国」だ。

縄文時代 1 万数千年 私たちの先祖は豊かな自然の幸に恵まれて暮らしていました。多様で柔軟な日本文明の基礎はこの暮らしの中でつちかわれました】

【2 高度 1 千メートルの上空から見た日本は「水田の国」だ。

昔は「豊草原瑞穂の国」とよばれました。この 2000 年あまり 豊かな実りが日本文明を支えました 大陸や半島の国々から学びながら 独自の文明をつくりあげました】

【3 高度 100 メートルから見た日本は「町工場」の国だ。

黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの 150 年間に工業立国をめざして成功しました】

この教材は、3 つの空間的視野の違いが 3 つの時間的オーダーの違いと重なり合うことに着目し、地理から歴史への橋渡しを意図して書かれたものである。

まず強調しておきたいのは、このグラビア記事は『新しい歴史教科書』の過去 2 回のバージョンで、このままの形で合格しているものだという点である。検定意見がついたのは今回が初めてだ。教科書調査官は欠陥箇所を「一発不合格」のラインに届くまで積み上げようと、必死で蚤取り眼をさらして「欠陥」を探しまくったのであろう。

そうして「発見」されたのが、「この 150 年間」という言葉である。ペリー来航は 1853 年。今から 167 年前だから「150 年」は誤りだと言いたいのだろう。

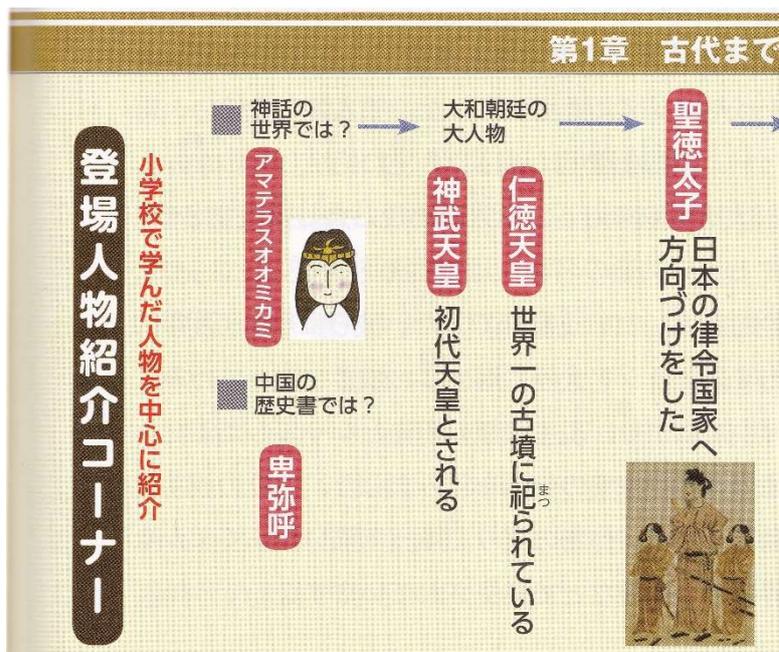
しかし、これは典型的な「揚げ足取り」に過ぎない。文章は書かれている通りに読むのが、「読み」の常道である。筆者が「この 150 年」と書いているのだから、今の時点から遡って 150 年ということである。スパンを決める権利は著者にあつて、読み手にはない。

日本は黒船来航直後から新しい国づくりに踏み出したのではない。新しい国づくりのためにこそ、明治維新という体制の転換が必要だった。「この 150 年間」は明治初期からの 150 年を指している。だから、引用された文章は、断じて「欠陥箇所」ではない。

これを欠陥箇所と言い張るなら、前回この教科書の検定にあたった教科書調査官は、「欠陥を見逃した」責任をとって辞職してから発言すべきである。この事例には「揚げ足取り検定」の醜悪さが露骨に現れている。

3 3 欠陥箇所番号 2 8 仁徳天皇

28	19	表	下段「第1章 古代までの日本〈予告篇〉」中、「仁徳天皇 世界一の古墳に祀られている」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「祀られている」）	3-(3)
----	----	---	--	-----------------------------------	-------



各章の初めに新設したその章の主な登場人物を紹介するコーナーに付けられた検定意見である。古代の天皇、仁徳天皇を「世界一の古墳に祀られている」と書いたところ「生徒が誤解する恐れがある」と指摘された。教科書調査官との面接で調査官からは「葬られている」が正しいとされた。

だがこれはおかしい。仁徳天皇陵とされている世界最大の古墳「大山古墳」の被葬者について、考古学的には議論の余地が残されている。だから「葬られている」とすれば、かえって「誤解するおそれ」があるのだ。

一方で宮内庁はこれまで 124 代の天皇についてそれぞれの天皇陵の場所を比定した。仁徳天皇陵には拝所や鳥居を設け、篤く祀ってきたことは間違いない。特に仁徳天皇は民家のかまどから煙が上がらないのを見て課税を止める仁政を敷いたと伝えられるなど、古くから民衆の敬愛を集めてきた。「祀られる」に最もふさわしい古代の天皇だった。

おそらく、調査官らが言いたいのは「天皇を敬う」ことを生徒たちに教えるはいけないということのようだ。だから「祀られている」はいけないのだと。しかし、天皇を神のようにして敬うというのは、古くから日本人の自然な感情であり、日本の歴史上不可欠な要素であり、それを否定して日本の歴史を学べるとは思えない。

3 4 欠陥箇所番号4 2 ピラミッド

42	23	16 - 17	「④ピラミッドを造ったのは誰か」中、「約2500年前のギリシヤの歴史家で、「歴史の父」と呼ばれるヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて造ったもので、クフ王という残忍な王の墓である」と書きました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (引用であるかのように誤解する。)	3-(3)
----	----	---------------	---	--	-------

ヘロドトスの『歴史』には、「常に十万人もの人間が、三ヶ月交替で労役に復した」、「ピラミッド自体の建造には二十年を要した」、「悪行は限りを知らず、果ては金に窮して己の娘を娼家に出し」などと書かれている（岩波文庫版）。

これを限られたスペースに収めるために「 」のように要約した。普通に行われていることである。一般に古典的な著作は、グダグダと書かれているものだ。直接引用していたら教科書に収まらない。「 」は直接引用に限るという文章構成上の規則はない。

3 5 欠陥箇所番号4 3 中国文明の3大要素

43	25	10 - 11	中国文明の3大要素は、皇帝と、都市と、漢字だといわれます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的表現であるかのように誤解する。)	3-(3)
----	----	---------------	-------------------------------	---	-------

日本の歴史理解にとって中国の歴史や文明の特色を押さえることは極めて重要なことである。よってその押さえ方の一つとして、皇帝・都市・漢字をその文明の特色として説明することは一つの捉え方として極めて適切である。しかも、執筆者は独断に走らないように「といわれます」と付した。

教科書調査官からの認否書では、「一般的な説であるかのように誤解する、という指摘であり、指摘事項にみられる見解を排除しているわけではない。反論は認められない。」と返ってきた。記述した内容に対しては問題なしとしながら、「生徒が一般的な説であるかのように誤解するおそれがある」という理由で一発不合格につながる検定意見を付けるのは不当であり、限りない悪意があると言わなければならない。

3 6 欠陥箇所番号49 古代ローマ

49	27	8 - 20	ローマは政治制度の上で、次の3つのものを後世に残しました。・・・第3は、「祖国」という意識です。ローマの軍隊は指揮官だけでなく末端の兵士に至るまで「祖国のために」という意	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ローマの「祖国」意識について断定的に過ぎる。)	3-(3)
----	----	--------------	---	---	-------

平成29年に改訂された学習指導要領では、中学社会歴史的分野の教育内容として「ギリシャ・ローマ」が入った。学習指導要領の（内容の取扱い）では、「ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱うこと」と指示している。

自由社教科書では、この学習指導要領に基づき、「ギリシャ・ローマの文明」という独立の単元を設け、ギリシャについては民主政の完成が、サラミスの海戦において、無産市民が大きな役割を果たしたことが契機となったことを述べた。現代日本の中学生にとって、民主主義の発展が祖国の防衛に参加する義務と権利の行使の問題と深く結びついていたことを学ぶのが最も教育的であると考えたからである。

同様にローマについても、巨大な帝国を築いたローマ人の事績として、物質文明がすぐに意識される場所だが、そして勿論それも大きな特徴ではあるが、同時に彼らの意識のあり方、とりわけ祖国意識のあり方に着目すべきと考えた。

とは言え、ローマ史を通史として展開するスペースなどあるはずがない。そこで、ローマが政治制度の上で後世にもたらした3つのもの、即ち、共和政による統治の技術、ローマ法、そして、「祖国」という意識を取り上げた。実際、本村凌二氏のように、「祖国」を発見したのはローマ人ではなかったかという説も出ているほどである。

こうした知見をもとに書いたことについて、「断定的に過ぎる」として切り捨てていくなら、歴史を興味深く学ぶ機会は失われて、通り一遍の間違いない知識だけを学ぶ場に歴史の授業は成り下がってしまうだろう。歴史教育を無味乾燥なものにしているのはまさに教科書検定の現状であるという見本のようなケースである。

3 7 欠陥箇所番号66 魏志倭人伝

66	35	16 - 18	魏志倭人伝には、「倭の国には邪馬台国という大国があり、30ほどの小国を従え、女王の卑弥呼がこれをおさめていた」と記されていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (魏志倭人伝の忠実な引用であるかのよう誤解する。)	3-(3)
----	----	---------------	---	--	-------

前回の検定では全く同じ文言が何の検定意見もつかず合格していた。担当した教科書調査官もほとんど同じである。カギ括弧が直接引用に限るという規則はない。そんなことを言えば、新聞記者は記事を書けなくなる。学术论文や訴訟記録ではそういうルールがあり得るが、教科書は学术论文ではない。自由社を落とすために、教科書調査官は世の中にありもしない規則を捏造したといえる。

3 8 欠陥箇所番号 6 8 邪馬台国

68	35	囲み	「外の目から見た日本 ⑧盗みがなく、争いの少ない社会」 (全体)	生徒にとって理解し 難い表現である。 (同ページ囲み「⑦ 魏志倭人伝より」及 び34ページ15～17行 目との関連)	3-(3)
----	----	----	-------------------------------------	---	-------

この検定意見は「外の目から見た日本」というシリーズもののミニ・コラムで、魏志倭人伝が、倭人の生活と倭人社会の特徴について「盗みをしない」「争訟少なし」と書いていると記したことに対してつけられた。

その意味は極めて分かりにくいですが、カッコ内の付記を読むと、言わんとするところは、「魏志倭人伝より」という、魏志倭人伝を一部要約した引用に「(倭国は男性が王であったころ)国内は乱れて、攻め合いが何度も続いた」にあること、さらには前ページの「弥生のムラから古墳のクニへ」という小見出しがついた本文中の「水田の用水や収穫物をめぐる争いもおこるようになりました」という表現と矛盾するということらしい。

前ページの本文は、弥生時代の一般的ムラの状況を書いたもので、邪馬台国に直接触れたものではないので、その間に「矛盾」を想定するなど論外といわなければならない。

3 9 欠陥箇所番号 7 5 古墳と農地

75	37	右下 囲み	「⑧前方後円墳」中、「溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がり関係しています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「古墳の大小」と「農地の広がり」との関係)	3-(3)
----	----	----------	---	---	-------

初期の尾根切り古墳は別として、一般的に前方後円墳は土盛りによってつくられており、その土はどこから持って来たかといえば、溜池などを掘った土を利用したと考えることは合理的である。そうすると、前方後円墳の大きさは開墾された農地の広さと大雑把に

は比例する関係にあり、古墳の大きさは首長の強大さの示標となる。結局、強大な首長はより広い地域を影響下に置いたと考えることが出来る。

こうした大まかな見通しを与えることの教育的意義を「誤解を与える」として否定し去るべきではない。文科省の「認否書」は、「全ての古墳が農地開発と結びついているかのよう誤解するおそれがある」という。そんなことはわかりきったことである。教育はステップのある文化だということがわからない教科書調査官が歴史教育をつまらなくしている元兇の一つであることがよくわかる事例である。

40 欠陥箇所番号100 聖徳太子と古代律令国家

100	47	19 - 20	聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者でした。	生徒にとって理解し難い表現である。 (聖徳太子と古代律令国家建設との関係についての学説状況)	3-(3)
-----	----	---------------	--	---	-------

教科書は学習指導要領に基づいて編集・執筆される。教科書検定も学習指導要領に基づき行われる。最終的な決め手は学習指導要領である。そこには次のように書いてある。

「律令国家の確立に至るまでの過程」については、聖徳太子の政治、大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程を、小学校での学習内容を活用して大きく捉えさせるようにすること。」

つまり、「律令国家の確立に至るまでの過程」という教育内容を、①聖徳太子の政治②大化の改新③律令国家の確立の3つの事柄を通して教えることを指示している。「聖徳太子の政治」がその最初に置かれているのだから、それは「律令国家の確立」に至る第一歩として他ならぬ学習指導要領が位置づけているのである。欠陥とされた記述はその指示に忠実に従っただけである。【聖徳太子は内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者でした】と教科書本文に書いた。何の問題もないし、「生徒にとって理解し難い表現」などどこにもない。

ちなみに教科書19ページのケイ囲み(整理番号33)には、聖徳太子の1行紹介として「日本の律令国家へ方向づけをした」と書いている。これには何の意見も付けていない。いい加減極まりない検定である。教科書調査官は学習指導要領を読んでいないのである。

4 1 欠陥箇所番号 1 3 0 古代の範囲

130	68		兄の一段目の吹き出し中、「古代までの日本は、約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」（知恵のあるヒト）の誕生から、11世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （アフリカにおけるホモ・サピエンス誕生と日本の古代史とを結ぶ意味）	3-(3)
-----	----	--	--	--	-------

教科書の第1章は「古代までの日本」である。どうしてこういうタイトルを付けたかといえば、文科省が定めて強制力を持つ学習指導要領に、「古代までの日本」と書かれているからである。

ところで、戦後の歴史教科書は、神話から始めるのではなく、考古学から始めることになった。さらに言えば、人類の誕生から始めることもすっかり定着しているから、古生物学から始めると言ってもよい。

他方、日本の古代史は平安朝の摂関政治あたりまでである。いかにも長いので、自由社の教科書は独自の時期区分を試みた。詳しくは教科書本体を見ていただくことにして、1章のまとめを兄弟の対話で構成した。兄が言う。

【古代までの日本は、約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」（知恵のあるヒト）の誕生から、11世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね】

何とこれに検定意見が付き、「欠陥箇所」とされた。理由は「アフリカにおけるホモ・サピエンス誕生と日本の古代史とを結ぶ意味」が「理解し難い」からだという。

聞きたいのはこちらのほうだ。「ホモ・サピエンス」と「摂関政治」の間に直接のつながりがあるはずもない。学習指導要領がそうなっているから、仕方なくそれに合わせて教科書をつくっているだけだ。「長すぎる古代」は学習指導要領の責任である。まずいと思うなら学習指導要領を変えればよい。自分たちの責任を棚に上げて、民間の教科書会社に罪をなすりつける横暴はやめてもらいたい。

4 2 欠陥箇所番号 1 5 3 時宗と御家人

153	79	写真	「⑥北条時宗」キャプション中、「時宗はフビライの要求を拒否し、全国の御家人に戦う準備をよびかけました」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「全国の御家人」）	3-(3)
-----	----	----	---	-----------------------------------	-------

呼びかけたのと、動員したのと、派遣したのと、戦闘に加わったのはすべてイコールではない。しかも中世と近現代の差も大きい。中世は近現代ほど厳密な形で、呼びかけ、動員、派遣、戦闘参加が分かれていたわけではなく、また各々の分野でも百パーセント正確な数字で

はない。

戦闘に加わったのは九州の御家人が中心であった。また九州だけでなく山陰道、山陽道、四国などが動員の主体であったのも事実である。しかし九州などの西国だけでなく、北条時宗は鎮西に所領を持つ東国御家人に鎮西に赴くように命じ、さらに東北の安東水軍まで派遣している。

派遣レベルで見れば『鎌倉遺文』の「二階堂文書」では相模国を本貫にしている二階堂氏に九州の所領を守るよう命じたことがわかる。さらに派遣されただけでなく千葉氏のような東国御家人は九州に土着した者もいて、代表的な存在には肥前千葉氏の祖となった千葉頼胤がいる。さらに『兼光卿記』には鎌倉から北条時貞、式部大輔時広が鎮西に向かうと記されている。

また九州に所領を持つ場合は非御家人も動員されていて御教書「異国の防御」により寺社、幕府と主従関係を結んでいなかった一般荘園公領の荘官以下住人(本所領家一円地の住人)も異国防御に動員していることが安芸守護・武田信時への動員命令からもわかる。

さらに関東だけでなく東北の津軽半島北西部の十三湊に根拠地があった安東水軍まで派遣対象で、文応元年(1260年)には壱岐に安東館が築かれ、文永五年(1268年)には十三湊から筑紫に向けて安東水軍の大船21艘が出港して戦闘にも加わっている。ほぼ全国規模での呼びかけという表現に間違いはなく適切である。

4 3 欠陥箇所番号166 十三湊

166	87	17 - 20	蝦夷地(北海道)では、アイヌとよばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽(青森県)の十三湊を拠点にした交易が始まり	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アイヌが十三湊を拠点として交易を始めたように誤解する。)	3-(3)
-----	----	---------------	---	--	-------

上記の引用された部分について、「アイヌが十三湊を拠点にして交易を始めたように誤解する」として欠陥箇所とされた。しかし、こんな誤解をする者はいない。

- ・ 蝦夷地(北海道) アイヌ
- ・ 津軽(青森県)

と書き分けられていて、両者のあいだで交易が始まったのだから、津軽(青森県)を拠点としたのは日本人であることは自明である。

あえて「日本人が」と書いていないのは、文章全体が一貫して日本人の視点から書かれているからである。小見出しも「蝦夷地との交易」となっていて、当然、主体は日本人である。その証拠に、上記の引用部分に続いて、「鮭、昆布、毛皮などをもたらしました。それら

の産物は、日本海を通過して機内へも運ばれるようになりました。」と書かれている。

教科書調査官はパラグラフ全体を読まずに部分を途中で切れた形で不自然に引用し、「誤解する」とこじつけて欠陥箇所数を稼ごうとした。しかし、自由社現行版にも全く同じ記述があって、前回の検定では何の検定意見もついていない。「誤解」を言い張るなら調査官は前回の検定の責任をとって辞任してから主張すべきである。

4 4 欠陥箇所番号 2 0 2 朝鮮出兵

202	115	図	さくらさんの吹き出し中、「朝鮮出兵って16世紀では世界最大規模の戦争だったといわれてるわ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (確立した見解であるかのように誤解する。)	3-(3)
-----	-----	---	---	--	-------

朝鮮出兵の第一次に当たる「文禄の役」(1592年)において兵数は、日本は30万人前後を動員し15~20万人を派遣(「毛利家文章」によると15万8000人、「松浦叢書」では20万5570人)、「慶長の役」では14万1500人を派遣した。朝鮮は17万人前後の軍に義勇軍が2万人以上、明が4万~10万人近い遠征軍を送っている(明軍については、「文禄の役」で6万3000人、フロイスの記述では20万人という数字も見られている。「慶長の役」では『宣祖実録』は水軍を合わせ9万2100人となっている。『燃藜室記述』では両役を通しての明の動員数を22万1500人と記されている)。

これらの合計はヨーロッパにおけるドイツ農民戦争(1524~1525年)が最大に見積って30万人、また「万暦の三征」の「哮拝の乱」とは桁違いであり、やはり「万暦の三征」の「楊応龍の乱」で楊応龍の軍が14~15万人、迎撃に向かった李化龍は8路より各3万人の合計20万~24万人に比べ、最小に見積って匹敵、最大に見積れば凌駕しており、費用的にみても『明史』『王徳完伝』には「寧夏用兵、費八十余万、朝鮮之役七百八十余万、播州之役二百余万」、「陳増伝」には「寧夏用兵費帑金二百余萬。其冬。朝鮮用兵、首尾八年、費帑金七百余萬。二十七年、播州用兵、又費帑金二三百萬」とあり、最大のものである。

20万人の遠征軍を派遣し得たチムール帝国がなく、かつて50万人をタタール征伐に振り向けた明は国力が著しく低下しており、金声翰はアジアにおいて「一時に30万人の戦闘兵力を動員し得る国はオスマン・トルコとアクバルのムガル帝国、それに秀吉の日本だけであった」「明国の動員能力は水陸併せて9万余を上限とし10万人をこえることはなかった」と記しているが、ジェフリー・パーカーによればヨーロッパの過半を領有していた1558年に死去したカール5世が率いていた大軍も、西ヨーロッパの過半を領有していたフィリッペ二世の軍隊も15万人程度であったとされる。

対して秀吉時代の日本は総兵力50万人程度とされているが(1万石につき250~300人の動員で当時の日本の石高は2000万石程度)、同時代のスペイン無敵艦隊は3万人弱であった。ヨーロッパが朝鮮出兵を上回る兵力を動員したのは17世紀の30年戦争になってから

であり、アジアでも 17 世紀の「サルフ合戦」までない。

日本国内においても、朝鮮出兵の動員規模は、「応仁の乱」の 28 万人、「天正小田原の陣」の 38 万人弱（「大藤文書」に基づいた試算での最大数字。もっと少ない数字が一般には使われている）を上回る。「大坂冬の陣・夏の陣」でさえも両軍あわせて 42 万人とされている。従って、少なくとも 16 世紀において朝鮮出兵が「世界最大規模」であることに間違いはない。

4 5 欠陥箇所番号 2 4 2 間宮海峡

242	156	16 - 18	間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸の陸続きであると思われていた樺太が島であることを世界で初めて発見しました（間宮海峡）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「世界で初めて発見」）	3-(3)
-----	-----	---------------	---	-------------------------------------	-------

サハリンと樺太の違いは？ 樺太は半島か島か？ これは世界地理上の謎であった。多くの地理学者・探検家は、謎の解明に挑戦し、サハリンと樺太は同一だが、樺太は半島であるとされた。1805年、クルウゼンシュテルンは、樺太の最北端に到達後、西海岸を南下したが浅瀬で断念、樺太はアムール川（黒竜江）河口の南で大陸と接続する半島との最終結論が下された。

文化5年（1808年）、ロシアの南下に脅威を感じた幕府は、「樺太のすべての海岸線、および異国との境について調査せよ」との調査命令を松田伝十郎と間宮林蔵に与えた。松田は、樺太北部が大陸に最接近する地（ラッカ）まで行き、現地の聞き取りや北行につれて海が狭く浅瀬になるが潮流も強くなることから、樺太が島であることを確信した。同年7月、間宮は樺太の東海岸をラッカよりさらに北上、黒竜江河口を確認したうえ、樺太最北部近くに到達、海が北方に大きく開け、間違いなく**樺太が「島」であることを確認した**のである。間宮は、大陸に渡って黒竜江下流も調査し、清国の出張役所があるデレンにまで到着、極東地域や樺太に**ロシア帝国の勢力がほとんど及んでいない**ことを確認した。

1832年に刊行されたシーボルトの大著『Nippon（日本）』の中で、間宮林蔵の間宮海峡（MAMIYA NO SETO）発見が、学問上の大功績として賞賛されている。また、シーボルトが日本から持ち出した樺太地図をクルウゼンシュテルンに見せたとき、彼が「これは日本人の勝ち（我らの負け）だ！」と叫んだと記述している。ただし「間宮海峡発見」の記事はあまり流布されないまま、世界では樺太半島説が信じ続けられた。

1849年、東部シベリア総督ムラヴィヨフ配下の遠征隊は樺太北部からアムール河口に到達後に南下、樺太と大陸間に幅七キロメートルの海峡を発見した。ロシアは、遠征隊長ネヴェリスコイ大佐が**世界で初めてこの海峡を発見したと勘違い**して、海峡最狭部をネヴェリスコイ海峡と命名し、その戦略的重要性から海峡発見を機密事項とした。

1855年、クリミア戦争で、イギリス艦隊は間宮海峡の南にロシア艦隊を発見、樺太半島説が世界地理の通説であったので、イギリス艦隊はロシア艦隊を追い込み、湾口を封鎖しロシア艦隊を探索したが捕捉できなかった。戦後、ロシア艦隊は間宮海峡を通過して北上して逃げたことが明らかとなった。ここに**樺太半島説は誤り**がイギリスをはじめ世界各国の知るところとなった。

明治14年（1881年）にフランス地理学者ルクリュの『万国地誌』が刊行された。その第6巻「アジア・ロシア」においてシーボルトが記した「MAMIYA NO SETO」の名称が使われた。世界地図の地名に日本人として唯一、間宮の名が明記された。

世界的に著名な作家チャーホフは、その著『サハリン島』で、日本の測量師間宮林蔵が、一八〇八年、島の西海岸を小舟で航行し、^{だつたん}韃靼地方とアムール河口に滞在して、注目すべき地図を作成したと記している。そして、まぎれもなく「**彼（間宮）が最初にサハリンが島であることを証明したのだ**」と述べている。チャーホフは、日本人が最初にサハリンを調査したことを説明し、ヨーロッパでは、日本人の貢献が認識されていないとも指摘している。チャーホフは、シーボルトの文献や自らのサハリン島での3カ月間にわたる調査結果から、確信したのである。

現在、世界各国の主要地図は、間宮海峡ではなくタタール海峡と表記されている。シーボルトやチャーホフの対日評価はロシア側に不利な情報として意図的に削除されている。このままでは日本人の功績も忘れ去られるだろう。本来、樺太は、日本の先人たちが世界に先駆け、探検・開拓をした土地だ。それを当時の帝政ロシアも認識していたからこそ、国力では圧倒していても日露和親条約・日露修好通商条約で「樺太は日露両国の雑居地である」と取り決められたのである。

樺太は、世界史上、日本人が、現地人以外で初めて島であることを確認し踏査した地である。日本人自身、とりわけ政治家・歴史家・教育者は良く知る必要がある。

4 6 欠陥箇所番号253 錦の御旗

253	64	写真	「③錦の御旗」キャプション中、「かつて、承久の乱の後鳥羽上皇や…がかかげました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (承久の乱で後鳥羽上皇がかかげたとするのは断定的に過ぎる。)	3-(3)
-----	----	----	---	---	-------

信頼性の高い『国史大辞典』には、「鎌倉時代に入って承久の乱にあたり、後鳥羽上皇から十人の大将に錦御旗を賜わって官軍の標としたことが『承久記』にみえており、また『太平記』三、笠置軍事附陶山小見山夜討事に「此ニテー息休メテ城ノ中ヲ屹ト向上ケレバ、錦

ノ御旗ニ日月ヲ金銀ニテ打テ着タルガ、白日ニ耀テ光リ渡リタル其陰ニ」と記されている」とある。「標」とするには、外から見える必要があり、それをシンボリックな意味も含めて「かかげた」とするのは、まったくもって失当ではない。

以上が、自由社が文科省に提出した反論である。

しかし、「反論認否書」を見て驚いた。認めない理由が変わっていた。「後鳥羽上皇が承久の乱においてこのようなデザインの旗を掲げたように誤解するおそれがある」。デザイン？ デザインの話はいつでてきたのか？ ここまでくるともはや茶番である。

4.7 欠陥箇所番号288 内戦下の中国

288	199	20 - 21	清朝滅亡後の中国は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました。	生徒にとって理解し 難い表現である。 (「無法地帯と化し ました。」)	3-(3)
-----	-----	---------------	------------------------------	--	-------

【清朝滅亡後の中国は軍閥の割拠する無法地帯と化しました】という記述の【無法地帯と化しました】が理解しがたい表現だという。しかしながら、おそらく生徒は「そうか、統一国家が順調に成立したのではなく、軍閥が割拠して争う無法状態になったのか」と理解するであろう。教科書調査官は、このように理解されるのが多分困る、ということなのだろう。

辛亥革命によって清朝が滅亡し、中華民国が成立し、孫文が臨時大総統に就任した。しかし、実力者の袁世凱がこれを引き継ぐが、その死後、軍閥割拠となり、孫文は広州で政府を組織し、北京は北洋軍閥の支配するところとなった。

北洋軍閥の主たる軍閥指導者は、約20人、孫文を含む地方軍閥は、40人という文字通りの群雄割拠の時代が、1918年から、蒋介石の北伐が終わる1928年まで続いたのである。

この軍閥間の内戦は絶え間なく続いた。大きなものとしては「安直戦争」「第一次奉直戦争」「第二次奉直戦争」などあるが、地方軍閥間の戦争も、例えば四川省内だけでも約500回の軍閥内戦があったという。ノーベル文学賞候補にもなった著名な著述家の林語堂はこの内戦7年間の犠牲者は、総計3千万に及ぶと推計している。

このような状態にあった中国を「無法地帯」と表現することは、きわめて適切である。

4 8 欠陥箇所番号 3 1 6 北伐と中国共産党

316	228	囲み	「③コミンテルンの世界戦略と中国」中、「北伐の中国革命軍に潜り込んだ共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)
-----	-----	----	--	-----------------------------------	-------

断定的というが、北伐軍の南京における暴行、略奪、殺人については、詳しい資料があり、ここに書かれた通りであることが判明している。たとえば、中支被害者連合会『南京漢口事件真相 揚子江流域法人遭難実記』（1927年）に詳しい。

おそらくは、教科書調査官は【国民革命軍に潜り込んだ共産党員】というところにクレームをつけたいたのであろう。しかし、前記遭難者の資料でも「共産党の計画的暴挙」であったと書かれている。断定しているのは当時の資料である。

蒋介石がどう言っているかという、「この事件はあえて外国の干渉を誘って蒋介石を倒す中国共産党の計画的策謀で、事件のかけにはソ連の顧問ミハイル・ボロディンがいる。ボロディンの指示で共産党員の第2軍、第6軍政治主任を通じて軍長の程潜を操った」（『蒋介石秘録7』）。

南京事件の北京への波及を恐れた列強は、南京事件の背後に共産党とソ連の策動があるとして、日米英仏など7か国外交団が嚴重かつしかるべき措置をとることを安国軍司令部に勧告した。4月6日、張作霖によりソ連大使館を目的とした各国公使館区域の搜索が行われた。押収した極秘文書に外国の干渉を招くための略奪・惨殺実行などを実行する指令がソ連共産党からあったことが、総司令部により発表された。

調査官は、提出された資料からは、指摘箇所のような記述は構成できないというが、全く無理なく構成できる。

4 9 欠陥箇所番号 3 5 6 インドネシア独立と皇紀

356	249	19 - 21 下	西暦の1945年を使わず、独立の機縁となった日本に敬意を表して、独立記念日を日本の皇紀で表現したのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (インドネシア独立宣言文で皇紀を使った理由について、断定的に過ぎる。)	3-(3)
-----	-----	--------------------	--	--	-------

日本が先の大戦でインドネシアをオランダの支配から解放すると、独立後の国軍の前身となる郷土防衛隊（ペタ）を結成して訓練したが、日本が敗れると、ペタが独立軍となって

戻ってきたオランダ軍を迎え撃ち、4年におよぶ独立戦争に勝って独立が認められた。

二〇〇一年の東宝映画『ムルデカ 05817』は、当時の日本軍政部、独立軍の多くの幹部にインタビューして著された書籍を原作として製作されたものである。

日本は一九四五年九月にインドネシアを独立させることを決定していた。八月十五日に日本が敗れると、独立運動の指導者だったハッタ、スカルノが直ちに独立を宣言したいと希望したが、日本側は連合国の報復を恐れて強く反対した。しかし、二人は二日後の八月十七日に独立を宣言した。

インドネシア国防省は、鳩山由紀夫内閣の時に、防衛省にペタ総隊長で独立軍司令官となったインドネシアの国民的英雄スディルマン将軍の銅像を贈った。2016年に、防衛省構内にたつ将軍の銅像が放置されているのがわかり、関係者の努力で有志を募って8月17日のインドネシア独立記念日に献花式を始め、それが毎年の恒例となった。初回からインドネシア駐日大使が武官、館員を連れて参加している。

そのつど、大使が献花後の挨拶のなかで、日本に感謝して将軍像が贈られたことに触れている。スディルマン像は世界のなかで、日本だけに贈られている。独立宣言文の日付は日本への感謝を表して、皇紀で「05年」と記している。05年がキリスト暦1945年にあてはまる紀年法は世界の中で日本の皇紀しかない。

50 欠陥箇所番号369 中華人民共和国

369	264	表	「①冷戦の経過」中、 「1949・・・中華人民共和国 (共産党政権) 成立」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (成立時の中華人民共和国の性格)	3-(3)
-----	-----	---	--	---	-------

中華人民共和国成立時、中国人民政治協商会議に参加していたお飾りの政党(というより政治勢力)があったことは事実である。当時毛沢東は「新民主主義論」を唱えていて、左翼勢力である限り一定の政治勢力の存在を認めていた。

しかし、中華人民共和国の建国は、あくまで毛沢東と中国共産党が、蒋介石国民党政権を軍事的に破って追放したのち、1949年10月1日、毛沢東の名において建国宣言を行って成立したものだ。これを「中国共産党政権」と呼んでおかしい理由は何もない。

このようなカモフラージュは共産党のお得意の手である。そもそも統一戦線戦術自体が、他党派をうまく取り込んで権力奪取の後には切り捨てるという作戦のことなのだ。

実際、毛沢東は建国後、1953年までに反革命派とみなした勢力を数十万人殺害し、百数十万人を逮捕拘束したといわれる。54年には「新民主主義論」自体が放棄される。

だから、検定意見のようなことを言い出せば、ことは中国に留まらない。ロシア革命も「連立政権」になってしまう。ソ連ではレーニンと彼の率いるボルシェヴィキが1917年に革命

で政権を打ち立てた。これは、本当は革命ではなく非合法のクーデターであったが、当時は様々な政党がロシアには合法的に存在し、ソ連政府にも初期段階では、左翼社会革命党という同じく革命政党が政権に参加していた。しかし、ソ連の成立を「連立政権の誕生」とは言わない。

ロシアの左翼革命党は1918年の段階でソ連政権から離反、レーニン政権に反対してテロ活動まで行い、徹底的に弾圧された。他の諸政党が、ロシアの将来の民主化のために期待をかけていた「憲法制定会議」も、レーニンの暴力的弾圧で解散させられた。こういう大局を見れば、中国もソ連も、「共産党（独裁）政権」というくくりで中学生に教えて何ら問題はない。

歴史を専門的に学ぶ場合は必要かも知れないが、中学生がまず大きく現代史をたどる時、中国で1949年10月1日に成立したのも、1917年にロシアで成立したのも、共産党政権だと学ぶことには何の問題もない。

また、仮に「連立政権」であると言ってみたとしても、それが「共産党政権」であるという本質的な性格付けと矛盾するものではなく、それを排除するものでもない。これは教科書調査官が、この本質を覆い隠す「木を見て森を見ない」屁理屈の徒であることをよく示す事例である。